

協 定 編

協定 1 消防団相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号以下「法」という。）第 21 条の規定にもとづく八王子市と昭島市との消防相互応援協定を次のように締結する。

第 1 条 法第 21 条の規定にもとづく八王子市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）との消防の相互応援に関しては、この協定の定めるところによる。

第 2 条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互間の消防力を活用してその被害を最小限に防止することを目的とする。

第 3 条 相互応援の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1、普通応援

別紙に定める区域内に発生した火災等を受報または認知したとき、応援側から 2 隊以内出場するものとし、延焼火災のときはさらに 1 隊出場するものとする。

2、特別応援

甲乙いずれかの区域内に大火災等が発生し、特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は、応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊については、応援側において決定するものとする。

第 4 条 応援、出場した消防隊は、すべて現地の最高責任者の指揮のもとに行動するものとする。

第 5 条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現地最高責任者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は、被応援側の負担とする。

第 7 条 協定の適正な運用を期すために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

第 8 条 この協定に実施について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議してこれを解決するものとする。

第 9 条 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持するものとする。

附 則

この協定書は、昭和 44 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

八王子市長 植 竹 圓 次

昭島市長 新 藤 元 義

消防団応援協定区域

昭島市

郷地町

福島町

築地町

中神町

宮沢町

大神町

田中町

拝島町

の各町から
奥多摩街道

以南

八王子市

平 町

小宮町

石川町

宇津木町

滝山町一丁目

滝山町二丁目

左入町

の内滝山街道

以北

消防相互応援協定に関する覚書

八王子市（以下「甲」という）と昭島市（以下「乙」という）とは、消防団消防相互応援協定の適切な運用を図るため、この覚書きを交換する。

第1 第3条に規定する応援を要請する場合には次の事項をでき得る限り明らかにするものとする。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の数
- (3) 活動内容
- (4) 集結場所

第2 第4条に規定する現地の最高指揮者とは、災害地の所轄消防長、消防署長又はその職務を代理するものをいう。

第3 第6条第2項に規定する経費とは消防活動が長時間にわたり燃料、資機材の補給もしくは、給食等を必要とする場合をいう。

第4 応援出場した消防隊員が消防業務により、負傷し疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援側の負担とする。

第5 第7条に規定する消防情報は、消防団の増減、消防水利の変更等をいう。

第6 この覚書きに特別の定めがあるものを除くほか必要な事項は甲乙の長が協議して定める。

附 則

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を所持するものとする。

昭和44年12月1日

八王子市長 植竹圓次

昭島市長 新藤元義

協定 2 相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市の5市における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、水、火災等に際して、5市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 この協定により出動する消防隊は、5市管内消防団とする。

第4条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

5市管内の行政境付近に発生した火災等を受報又は認知した場合の応援出動は、行政境に接する市に限るものとし、別令なく2隊以内の出動とする。ただし、延焼火災等の恐れがある場合は、さらに1隊出動するものとする。

(2) 特別応援

5市管内に大火災等が発生し、応援を必要とする場合は、前号の規定にかかわらず、市長又は消防団長の要請若しくは状況判断により応援出動するものとする。ただし、応援隊数については応援側において決定する。

第5条 応援出動隊の長は、すべて現場にある被応援側最高指揮者に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、現場到着時及び引揚げ時に防災行動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援のために要した経費及び事故（隊員、機器の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 5市は、この協定に基づき応援出動業務が円滑に行われるよう毎年関係資料を相互に交換するものとする。

第9条 この協定に規定した事項以外に協定の必要が生じたときは、総会（市長5名、消防団長5名）により決定するものとする。

第10条 本協定を証するため、正本5通を作成し各1通を保存するものとする。

第11条 この協定は、昭和40年9月10日から実施する。

一部改正 昭和48年4月1日

一部改正 平成2年4月1日

協定 3 震災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を

協 定

要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波 多 野 重 雄
立川市長	青 木 久
武蔵野市長	土 屋 正 忠
三鷹市長	安 田 養 次 郎
青梅市長	田 辺 栄 吉
府中市長	吉 野 和 男
昭島市長	伊 藤 徳 彦
調布市長	吉 尾 勝 征
町田市長	寺 田 和 雄
小金井市長	大 久 保 慎 一
小平市長	前 田 雅 尚
日野市長	森 田 喜 美 男

東村山市長	細 洸	一 男
国分寺市長	本 多	貞 雄
国立市長	佐 伯	有 行
田無市長	末 木	達 男
保谷市長	保 谷	高 範
福生市長	石 川	彌 八 郎
狛江市長	石 井	三 雄
東大和市長	尾 又	正 則
清瀬市長	星 野	繁
東久留米市長	稲 葉	三 千 男
武蔵村山市長	志 々 田	浩 太 郎
多摩市長	白 井	千 秋
稲城市長	石 川	良 一
羽村市長	井 上	篤 太 郎
あきる野市長	田 中	雅 夫
瑞穂町長	関 谷	久
日の出町長	青 木	國 太 郎
奥多摩町長	大 舘	誉
桧原村長	鈴 木	陸 實

協定 4 消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 21 条の規定により、昭島市（以下「甲」という。）と福生市（以下「乙」という。）は、消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙の別表に定める区域（以下「特定区域」という。）内において、火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援方法）

第 2 条 特定区域内において災害が発生した場合は、前条の目的を達成するため、甲及び乙は非常勤の消防団員による消防隊を出動させ、応援活動させるものとする。

この場合において、応援側は発生した災害を受報または認知したときは、2 隊以内出動するものとし、延焼火災のときはさらに 1 隊出動するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかの区域内に大火災等が発生し、特に応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請または応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数については応援側において決定するものとする。

（指揮系統）

第 3 条 応援出動隊は、すべて現場における被応援側最高指揮者の所轄の下に行動するものとする。

（報 告）

第 4 条 応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現地最高責任者に報告するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経常的経費及び事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

（情報等の交換）

第 6 条 この協定の適正な運用を期するため、必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第 8 条 この協定は、平成 9 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 昭島市長 北 川 穰 一

乙 福生市長 石 川 彌八郎

協定 5 災害時の避難場所相互利用に関する協定（立川市）

（趣 旨）

第1条 この協定は、立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成12年 3月 1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年 3月 1日

立川市錦町三丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青 木 久

昭島市田中町一丁目17番1号

乙 昭島市

代表者 昭島市長 北 川 穰 一

協定 6 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）協力の場所
- （5）その他必要な事項

- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前 2 項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

- 第 4 条 前条第 1 項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 2 前条第 2 項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

協 定

東京都

代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

（別表）

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

協定 7 大規模災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、館林市と昭島市（以下「締結市」という。）とが、いずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、その他生活必需品等の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 児童及び生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、第8条に定める連絡担当部局を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主的応援)

第4条 締結市は、いずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要性があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

2 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被応援市の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、締結市がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動若しくは、その活動が起因となって負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、若しくは死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、

協 定

応援を要請された市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市への往復途中に生じたものを除き、被応援市がその賠償の責を負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、災害に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、締結市の市長がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月27日

館林市長 中 島 勝 敬

昭島市長 北 川 穰 一

協定 8 大規模災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、昭島市と岩泉町（以下「両市町」という。）とが、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町のそれぞれが独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 児童及び生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、第8条に定める連絡担当部課を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、児童及び生徒の人数
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主的応援)

第4条 両市町は、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

2 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市町の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両市町がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動中、又はその活動に起因して負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、又は死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市町が負うものとする。

協 定

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市町への往復途中に生じたものを除き、被応援市町がその賠償の責を負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 両市町は、災害に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市町の長がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年8月6日

昭島市長 北川 穰 一

岩泉町長 伊達 勝 身

協定 9 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。
- 2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
 - (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
 - (3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。
- 3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

協 定

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

北茨城市長	豊田 稔	那須塩原市長	阿久津 憲二	大田原市長	津久井 富雄
那須町長	高久 勝	那須烏山市長	大谷 範雄	那珂川町長	大金 伊一
佐野市長	岡部 正英	栃木市長	鈴木 俊美	岩舟町長	市村 隆
鹿嶋市長	内田 俊郎	潮来市長	松田 千春	牛久市長	池辺 勝幸
かすみがうら市長	宮嶋 光昭	土浦市長	中川 清	石岡市長	久保田 健一郎
筑西市長	須藤 茂	桜川市長	中田 裕	結城市長	前場 文夫
常総市長	高杉 徹	守谷市長	会田 真一	つくばみらい市長	片庭 正雄
坂東市長	吉原 英一	常陸太田市長	大久保 太一	城里町長	阿久津 藤男
常陸大宮市長	三次 真一郎	那珂市長	海野 徹	神栖市長	保立 一男
高萩市長	草間 吉夫	茨城町長	小林 宣夫	水戸市長	高橋 靖
笠間市長	山口 伸樹	小美玉市長	島田 穰一	東海村長	村上 達也
野田市長	根本 崇	四街道市長	佐渡 斉	浦安市長	松崎 秀樹
鴨川市長	長谷川 孝夫	流山市長	井崎 義治	東金市長	志賀 直温
九十九里町長	川島 伸也	大網白里市長	金坂 昌典	山武市長	椎名 千収
横芝光町長	佐藤 晴彦	芝山町長	相川 勝重	我孫子市長	星野 順一郎
柏市長	秋山 浩保	白井市長	伊澤 史夫	鎌ヶ谷市長	清水 聖士
昭島市長	北川 穰一	上野原市長	江口 英雄	笛吹市長	倉嶋 清次
南アルプス市長	中込 博文	中央市長	田中 久雄	昭和町長	角野 幹男
市川三郷町長	久保 眞一	甲斐市長	保坂 武	富士川町長	志村 学
館林市長	安楽岡 一雄	板倉町長	栗原 実	明和町長	恩田 久

千代田町長
高崎市長

大谷 直之
富岡 賢治

大泉町長 村山 俊明
みなかみ町長 岸 良昌

藤岡市長

新井 利明

協定 10 災害時における水再生センターへのし尿の搬入及びその受入れに関する覚書

昭島市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿（以下「し尿」という。）の水再生センターへの搬入及びその受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が所管する水再生センターのうち多摩川上流水再生センター（以下「再生センター」という。）へのし尿の搬入及びその受入れについて、必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生的な環境を確保することを目的とする。

（関係書類の通知等）

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じたときは、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表の提出を受けたときは、再生センターにおけるし尿の受入箇所を甲に通知し、その内容に変更が生じたときは、速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、し尿の搬入及び受入れに関し、それぞれ連絡先及び担当者を定めるものとし、連絡先及び担当者を定めたとき又は変更が生じたときは、速やかに相手方に通知する。

（し尿の搬入及び運搬の実施）

第3条 甲は、し尿を収集し、再生センターに搬入する。

2 甲は、再生センターへし尿を搬入するときは、その旨を事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難なときは、事後速やかに連絡するものとする。

3 乙は、第1項の規定による搬入を受けたときは、当該搬入のあったし尿を再生センターで受入れるものとする。ただし、再生センターが被災等によりし尿の受入れができないときは、甲に通知するとともに、新たに受入れが可能な水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、覚書の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも書面による何らの申出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了した時も同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月20日

昭島市田中町一丁目17番1号
甲 昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

東京都立川市錦町一丁目7番26号
乙 東京都下水道局流域下水道本部
代表者 本部長 細 野 友 希

協定 11 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、昭島市（以下「乙」という。）との間において、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始）

第2条 甲及び乙の情報交換は、次の場合に開始するものとする。

- (1) 昭島市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 昭島市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

協定 12-1 災害時における避難所施設利用に関する協定

昭島市を「甲」とし、東京都立拝島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において、避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(管理運営)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成9年4月1日

昭島市昭和町四丁目7番21号
甲 昭島市長 北川 穰 一

昭島市拝島町四丁目13番1号
乙 東京都立拝島高等学校
校長 鈴木 義 雄

協定12-2 災害時における避難所施設利用に関する協定

昭島市を「甲」とし、東京都立昭和高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において、避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(管理運営)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

3 甲は、災害時に必要な備蓄品及びその備蓄庫を、東京都教育財産使用許可書に基づき管理することができる。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第10条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成 9 年 4 月 1 日

昭島市昭和町四丁目 7 番 21 号
甲 昭島市長 北 川 穰 一

昭島市東町二丁目 3 番 21 号
乙 東京都立昭和高等学校
校 長 山 畑 仁

協定 12-3 災害時における避難所施設利用に関する協定

昭島市を「甲」とし、学校法人啓明学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において、避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(管理運営)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

3 甲は、災害時に必要な備蓄庫及び備蓄品を、乙の承認の下に設置し管理することができる。この場合、甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第10条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成 9 年 4 月 1 日

昭島市昭和町四丁目 7 番 21 号
甲 昭島市長 北 川 穰 一

昭島市拝島町五丁目 11 番 15 号
乙 学校法人 啓明学園
理事長 平 野 吉 三

協定 12-4 国営昭和記念公園の広域避難場所確認書

建設省関東地方建設局国営昭和記念公園工事事務所（以下「甲」という。）、立川市（以下「乙」という。）及び昭島市（以下「丙」という。）は、立川市及び昭島市の地域防災計画に基づき、国営昭和記念公園（以下「記念公園」という。）を広域避難場所に指定するにあたり、次のとおり確認書を交換する。

（避難場所及び避難口）

第1条 避難場所及び避難口は、別添図のとおりとする。

（避難者の受入れ）

第2条 甲は、災害の発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、記念公園の開園時間内、開園時間外（夜間等）及び閉園日いづれにおいても、避難者を受け入れるものとする。

（避難所への収容）

第3条 乙及び丙は、記念公園での一時避難の必要がなくなった場合は、速やかに地域防災計画に基づく避難所へ避難者を収容するものとする。

（備蓄倉庫の設置）

第4条 記念公園内に乙または丙の備蓄倉庫を設置するに当たっては、甲乙又は甲丙協議のうえ行うものとする。

（食糧の確保等）

第5条 乙及び丙は、広域避難場所とする記念公園に避難した市民等に対する食糧及び生活必需品の確保をし、甲は、飲料水の確保、トイレの設置、照明及び放送設備等について記念公園内施設を提供するものとする。

（関係各機関との連絡方法の確保）

第6条 乙及び丙は、甲と協議のうえ甲の指定する場所に、警察署、消防署等の緊急時関係機関と連絡可能な無線機を設置するものとする。但し、設置時期については、乙及び丙の予算措置可能な時期とする。

（協議事項）

第7条 この確認書の解釈について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 立川市緑町 3173 番地
建設省関東地方建設局国営昭和記念公園工事事務所長
笹 倉 久

乙 立川市錦町 3 丁目 2 番 26 号
立川市
代表者 立川市長 青 木 久

丙 昭島市田中町 1 丁目 17 番 1 号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

協定 13-1 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定 (ハピネス昭和の森)

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ファミリー（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム ハピネス昭和の森）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として防災拠点型地域交流スペースに30名の要配慮者を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、防災拠点型地域交流スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受け入れ可能な要配慮者の種別及び受け入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力を努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(住民への周知)

第11条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(必要な物品の調達及び保管)

第12条 二次避難所の開設管理運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

2 甲は、二次避難所の開設管理運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することが出来る。

(合同訓練の協力)

第13条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

協 定

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成27年 6月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1
社会福祉法人ファミリー
代表者 理事長 奥 田 修 三

協定 13-2 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定 （ニューフジホーム）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム ニューフジホーム）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

協 定

無償とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第11条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成27年 6月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都新宿区原町三丁目8番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者 理事長 牧野 洋 一

協定 13-3 災害時における二次(福祉)避難所の開設及び運営に関する協定(フジホーム)

昭島市(以下「甲」という。)と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会(以下「乙」という。)は、災害時等における二次(福祉)避難所(以下「二次避難所」という。)の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設(特別養護老人ホーム フジホーム)の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。)に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所(一時避難所)での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

(受け入れ対象者)

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設(関連施設を含む。)を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

(二次避難所の開設)

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請(口頭による場合を含む。)するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知(口頭による場合を含む。)するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

(受け入れ対象者の移送)

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力を努めるものとする。

(二次避難所の管理運営)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

協 定

(開設期間)

第 8 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第 9 条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第 11 条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 3 箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成 27 年 6 月 1 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 東京都新宿区原町三丁目 8 番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者 理事長 牧 野 洋 一

協定 13-4 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（愛全園）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人同胞互助会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム 愛全園）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力を努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

協 定

(開設期間)

第 8 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第 9 条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第 11 条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 3 箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成 27 年 6 月 1 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市田中町二丁目 25 番 3 号
社会福祉法人同胞互助会
代表者 理事長 蓮 村 幸 兌

協定 13-5 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定 (もくせいの苑)

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ゆりかご会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム もくせいの苑）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

(受け入れ対象者)

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

(二次避難所の開設)

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

(受け入れ対象者の移送)

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

(二次避難所の管理運営)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

協 定

無償とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(合同訓練の協力)

第11条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成27年 6月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 昭島市松原町二丁目9番2号
社会福祉法人ゆりかご会
代表者 理事長 尾西 幸子

協定 13-6 災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設の一部（昭島市中神町1260番地、昭和郷高齢者複合施設内の防災拠点型地域交流スペース）に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一次避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第3条 乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことがある者を特に優先するものとする。

2 受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として防災拠点型地域交流スペースに10名の要配慮者を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、防災拠点型地域交流スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受け入れ可能な要配慮者の種別及び受け入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第5条 受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力を努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

協 定

(費用負担)

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、当該期間を延長することができる。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(住民への周知)

第11条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(必要な物品の調達及び保管)

第12条 二次避難所の開設管理運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

2 甲は、二次避難所の開設管理運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することができる。

(合同訓練の協力)

第13条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成29年 9月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 白井伸介

乙 東京都新宿区原町三丁目8番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者 理事長 飯山幸雄

協定 13-7 災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定 (児童発達プラザホール)

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あすはの会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（児童発達プラザ ホール）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ることとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

2 この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、在宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受入対象者）

第3条 受入対象者は、乙の専門性をいかすため、当該施設を利用できる条件を満たす者とその家族に限定する。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として避難スペースに要配慮者及びその家族、合計30人を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、避難スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受入れ可能な要配慮者の種別及び受入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

3 甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受入対象者の移送）

第5条 受入対象者の二次避難所への移送は、原則として甲又は当該受入対象者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

無償とする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用を延長することができる。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(住民への周知)

第11条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講じるものとする。

(必要な物品の調達及び保管)

第12条 二次避難所の開設、管理及び運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

2 甲は、二次避難所の開設、管理及び運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することができる。

(合同訓練の協力)

第13条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

協 定

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 白井伸介

乙 東京都福生市熊川1600番地2
社会福祉法人 あすはの会
代表者 理事長 米山岳廣

協定 14 災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定

(社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会・同援はいじま保育園（以下「乙」という。）は、帰宅困難者一時滞在施設の開設等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、災害における交通機関の停止により、徒歩で容易に帰宅することが困難となる者（以下「帰宅困難者」という。）が、甲の区域内に発生した場合において、甲と乙が相互に協力し帰宅困難者の支援を行うため、乙の管理する施設の一部を、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として開設及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(一時滞在施設の開設)

第2条 甲は、帰宅困難者の支援を行うため、一時滞在施設として開設する必要があるときは、乙に対しその旨を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、職員の参集状況、施設の被害状況、施設利用者への対応状況等に応じて、一時滞在施設として開設することのできる範囲、協力できる職員数等について、甲に対し速やかに回答するものとする。

3 甲は、前項の回答に基づき、乙と協力して一時滞在施設を開設するものとする。

(一時滞在施設の運営)

第3条 一時滞在施設の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、一時滞在施設の運営に当たり、乙の在園児の安全を確保するとともに、その保育に支障をきたさないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(一時滞在施設の開設期間)

第4条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害等が発生した日から3日以内とする。ただし、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(一時滞在施設の閉鎖)

第5条 甲は、一時滞在施設を閉鎖する際、乙に対しその旨を文書で通知するものとする。

2 甲は、一時滞在施設を閉鎖したときは、直ちに原状に回復し、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。ただし、施設の使用料について

協 定

は、無償とする。

(訓練、研修等)

第7条 乙は、甲が行う訓練に協力し、参加するよう努めるものとする。

2 乙は、定期的に乙の職員に対し、一時滞在施設の開設及び運営が円滑に進むよう研修等を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲又は乙いずれからも何ら申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年 8月10日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 臼井伸介

東京都新宿区原町三丁目8番地

乙 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

代表者 理事長 飯山幸雄

協定 15 大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定**(矯正研修所・東日本成人矯正医療センター・東日本少年矯正医療・教育センター・東京西法務少年支援センター)**

昭島市（以下「甲」という。）、矯正研修所（以下「乙」という。）、東日本成人矯正医療センター（以下「丙」という。）、東日本少年矯正医療・教育センター（以下「丁」という。）及び東京西法務少年支援センター（以下「戊」という。）は、昭島市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が行う災害対策（以下「災害対策」という。）及び帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第1条に規定する帰宅困難者をいう。次条において同じ。）の安全確保（以下「帰宅困難者対策」という。）への乙、丙、丁及び戊の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の災害対策のための避難所（福祉避難所（災害時等における高齢者、障害者、乳幼児及びその他の特に配慮を要する者のうち、自宅や通常の避難所（一次避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる二次避難所をいう。）を含む。）、物資集積場所、支援車両等の駐車場及び帰宅困難者対策のための一時滞在施設（以下「避難所等」という。）の確保が必要な場合において、甲に丙を管理庁とする敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所等として使用させること、その他災害対策及び帰宅困難者対策に対する乙、丙、丁及び戊の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 甲が使用を申請することのできる施設等の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 矯正研修所の施設等
 - ア 体育館
 - イ グランド
 - ウ 中庭
 - エ 研修寮
- （2） 東日本成人矯正医療センターの施設等
 - ア 鍛錬場
 - イ 待機所
 - ウ 職員宿舎集会所
 - エ ひろば
- （3） 東日本少年矯正医療・教育センターの施設等
 - ア 体育館
 - イ 家庭寮
- （4） 東京西法務少年支援センターの施設等
 - ア 外来相談室

イ 外来事務室

(使用の申請)

第3条 甲は、災害対策及び帰宅困難者対策を行うのにあたり、昭島市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策及び帰宅困難者対策の業務に支障が生じると判断した場合、避難所等として使用するため、丙に対し、前条に掲げる施設等のうち必要な範囲において、使用を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、国有財産使用許可申請書（別記第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、追って速やかに当該申請書を提出するものとする。

(使用許可等)

第4条 丙は、甲からの前条の使用申請に基づき、施設等の使用が必要と認めるときは、乙、丙、丁及び戊の運営並びに政府の業務継続計画の実施に支障がない範囲において、国有財産使用許可書（別記第2号様式）を甲に交付して施設等の使用を許可するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）を受けたときは、許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

3 使用許可は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、無償とする。

4 乙、丙、丁及び戊は、前条の申請が行われたときは、可能な範囲で甲の災害対策及び帰宅困難者対策に協力するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 丙は、使用許可に係る施設等について、乙、丙、丁若しくは戊が行う事業又は政府の業務継続計画の実施の用に供する必要があるが生じたときは、その許可を取り消し、又は変更することができるものとする。

2 前項の規定による取消し又は変更により、甲に損害が生じても、乙、丙、丁及び戊は、当該損害に対する補償は行わないものとする。

(使用時の注意事項)

第6条 甲は、第3条の規定により申請した施設等を使用する者に対し、申請した施設等以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(使用期間)

第7条 施設等の使用期間は、昭島市内の被害状況等を考慮した上で、甲、乙、丙、丁及び戊の間における協議により定めるものとする。

2 甲は、乙、丙、丁及び戊が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(毀損の報告)

第8条 甲は、避難所等として使用することによって、設備、施設等を毀損した場合は、丙に対し、速やかに届け出るものとする。

(返還)

第9条 甲は、丙から使用を許可された施設等の使用を終了する場合は、書面により、丙に通知するものとする。

2 甲は、施設等の使用を終了するときは、使用した施設等を原状に復し、乙、丙、丁及び戊の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第10条 避難所等の運営経費は、原則として甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

第11条 乙、丙、丁及び戊は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。余震等その他の二次的災害により、第2条に掲げる施設等に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命及び財産等に損害が生じた場合も、同様とする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに甲、乙丙、丁及び戊のいずれからも協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(情報の交換)

第13条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊の間で協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊は記名押印の上、各自その1通を保有する。

協 定

令和3年8月5日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

昭島市長 臼井伸介

東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番20号

乙 矯正研修所

所 長 嶋崎公弘

東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番9号

丙 東日本成人矯正医療センター

センター長 奥村雄介

東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番3号

丁 東日本少年矯正医療・教育センター

センター長 宮嶋芳弘

東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番1号

戊 東京西法務少年支援センター

センター長 小松洋輔

協定 16 災害時等における避難所及び一時避難場所の運営に関する協定

(TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体)

昭島市（以下「甲」という。）及びTRC・野村不動産パートナーズ共同事業体（以下「乙」という。）は、甲の市域内において、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲の申請に基づき、甲が避難所及び一時避難場所（以下「避難所等」という。）として乙が管理する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を運営する際の必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 避難所として使用する施設等の範囲は、アキシマエンス（昭島市つつじが丘三丁目3番15号）のうち次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 会議室及び理科・家庭科室
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める施設

2 一時避難場所として使用する施設等の範囲は、アキシマエンスの駐車場等のオープンスペースとする。

(避難所の開設の通知)

第3条 甲は、災害時等において避難所を開設するときは、乙に対し速やかに開設日時、前条第1項に掲げるもののうち使用する施設等について通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、避難所開設通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に緊急を要するときは、口頭、電話等により第1項の規定による通知をすることができる。この場合において、甲は、避難所開設後速やかに避難所開設通知書を交付するものとする。

(避難所の開設前の対応等)

第4条 前条第1項の規定による通知前に、災害から身を守るため市民が施設等に避難したときは、乙は、甲にその旨を通報するものとする。

- 2 甲は、乙から通報を受けて避難所を開設する場合は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等として使用できる施設の周知)

第5条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として使用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、アキシマエンスにおいて避難所を運営するに当たっての甲の組織体制について乙に事前に通知するものとする。
- 3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。
- 4 乙は、避難所の管理運営について甲に協力するものとする。

協 定

(避難所運営委員会)

第7条 避難所の存する地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、甲から派遣される避難所担当職員等で構成される避難所運営委員会が設置される場合には、乙は、施設管理者として避難所運営委員会の構成員となるものとする。

2 乙は、原則として、乙の業務を優先とし、乙の業務に支障がない範囲で避難所運営委員会の活動に参加するものとする。

(費用負担)

第8条 甲が行う避難所の管理運営にかかる費用は、原則として甲が負担するものとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

2 乙が避難所の管理運営について協力したことにより要した金額等については、第3条第1項における避難所開設日時時点を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が災害時等において行う業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(避難所の閉鎖)

第10条 乙の事業再開が見込まれる場合、甲は、乙及び避難所運営委員会と、避難スペースの縮小又は他の避難所への避難者を移送するなどの協議を行い、可能な限り早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）を通知するとともに、使用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所開設時に備えるものとする。

(避難所開設・運営訓練等)

第12条 甲が実施する避難所開設・運営訓練等について、乙は、乙の業務に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1月前までに甲又は乙から協定を解除し、又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は、1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 2月 15日

- 甲 所在地 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
名 称 昭島市
代表者 昭島市長 白 井 伸 介
- 乙 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体
代表者 株式会社 図書館流通センター
代表取締役 細 川 博 史

協定 17 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

(株式会社東横イン昭島駅南口)

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社東横イン昭島駅南口（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、要配慮者等への宿泊施設の提供等に関して、乙が甲に協力するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 避難後の生活において特に配慮を要する高齢者、障害者（児）、乳幼児及び妊産婦
- (2) 甲が昭島市地域防災計画に基づき行う災害応急活動等に従事する他自治体職員及び東京都災害時受援応援計画に定める情報連絡員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める者

(対象施設)

第3条 乙が提供する宿泊施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	位置
東横イン昭島駅南口	昭島市松原町一丁目2番24号

(協力)

第4条 甲は、災害時において、乙に対し、要配慮者等への宿泊施設の提供等について協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による要請は、協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書の提出をするものとする。

(協力内容)

第5条 前条第1項の規定による要請に基づき乙が実施する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊施設の提供等
- (2) 前号に掲げる業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要とする業務

(期間)

第6条 前条各号に掲げる業務の実施期間は、乙が第4条第1項の規定による要請に基づき要配慮者等に対し宿泊施設の提供等を実施した日から要配慮者等が当該宿泊施設を利用することがなくなった日までとする。

(経費負担)

第7条 甲は、第4条第1項の規定による要請に基づき乙が実施した業務に要する経費（甲乙協議の上、甲が負担することが適当でない判断した経費を除く。）を負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用については、被災時の状況を踏まえて、客室利用時の基本料金を甲乙協議の上決定し、算定することとする。

(損害補償)

第8条 この協定に規定する業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲が補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に当たっては、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を定め、相手方に通知しなければならない。通知した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力等)

第10条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は、当該防災訓練に乙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。
甲乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和4年10月11日

(甲) 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 白井 伸介

(乙) 東京都大田区新蒲田一丁目7番4号
株式会社東横イン
代表執行役社長 黒田 麻衣子

東京都昭島市松原町一丁目2番24号
株式会社東横イン昭島駅南口
支配人 佐々木 夏子

協定 18-1 災害時の医療救護活動についての協定（市医師会）

昭島市を「甲」とし、公益社団法人昭島市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班の派遣を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに別に定める計画に基づき、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）に医療救護班を派遣するものとする。

3 医療救護班の構成人員は、医師等各1名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、災害医療救護計画（医療救護活動に対する乙の協力に関する実施計画をいう。）を策定したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) 避難所における慢性疾患等の対応

（災害医療コーディネーター）

第6条 乙は、災害医療に関する全般的な総合調整等を実施するため、乙の指名に基づき、昭島市災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を指定する。

2 前項の規定による指定を受けたコーディネーターは、医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整を行うものとする。

3 乙は、甲から要請がある場合又は災害の規模等により必要と認められる場合は、第2条第2項の医療救護班の派遣に併せ、コーディネーターを市が設置した医療対策拠点に派遣するものとする。

（医療救護活動の輸送）

第7条 本協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等及び給水・給食）

第8条 医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制によ

り甲が確保する医薬品等を含む。)を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 第1項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第10条 医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動拠点)

第11条 甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

2 医療救護活動拠点においては、コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

(合同訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

2 前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費を弁償するものとする。

(費用弁償等)

第13条 この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) コーディネーターの活動に要する経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(地域災害医療連絡協議会の設置)

第14条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する昭島市地域災害医療連絡協議会を設置するものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(旧協定等の廃止)

第16条 この協定の締結にともない、甲及び乙の前身である社団法人昭島市医師会が昭和52年11月21日に締結した災害時の医療救護活動についての協定書(以下「旧協定」という。)は、合意のうえ廃止する。

2 旧協定第3条第1項の規定に基づく災害医療救護計画は廃止する。

協 定

(協議)

第 17 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 28 年 12 月 1 日

(甲) 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
昭島市長 臼 井 伸 介

(乙) 昭島市緑町二丁目 28 番 1 号
公益社団法人昭島市医師会
会 長 八 尾 雅 章

協定 18-2 災害時の医療救護活動についての協定（市歯科医師会）

昭島市を「甲」とし、昭島市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師

(2) 歯科衛生士又は歯科助手

(3) その他補助事務

3 必要により歯科医療救護班は、歯科技工士を加え構成する。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

(4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の調達・輸送）

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

協 定

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)にかかる経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年3月25日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 昭島市玉川町一丁目7番3-103号
昭島市歯科医師会
代表者 会長 初道 守久

協定 18-3 災害時における医療救護活動に関する協定（市薬剤師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における応急医療活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師班を編成し、医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
（指揮命令）

第5条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第6条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の輸送等）

第7条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定め調達する医薬品等を使用するものとする。

- 2 医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成・派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

協 定

(協 議)

第 10 条 前各条に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 11 年 4 月 1 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭 島 市
昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市拝島町二丁目 4 番 15 号
昭島市薬剤師会
会 長 池 島 淳

協定 18-4 災害時における応急救護活動に関する協定（市接骨師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市接骨師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策業務の実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- 1 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法に規定された業務の範囲）に規定された業務の実施。
- 2 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供。
- 3 傷病者に対する応急救護に関する労務提供。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙の協力に対して、この協定による協力を要請するときは要請の理由、事業内容、日時、場所その他必要事項を明らかにし要請しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令および連絡調整については、甲が指定する者が行い、応急救護に係る必要な指示については、昭島市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の供給及び使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害賠償は、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定を準用して補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成12年7月31日までとする。ただし、期限満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

協 定

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 11 年 8 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
甲 昭 島 市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

昭島市玉川町一丁目 1 番 7 号
乙 昭島市接骨師会
代表者 会 長 小 路 喜代二

協定 18-5 災害時の医療救護活動についての協定（医療法人徳洲会東京西徳洲会病院）

昭島市を「甲」とし、医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班等の派遣）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班又は医師（以下これらを「医療救護班等」という。）の派遣を乙に要請するものとする。

2 医療救護班の構成人員は、医師等各1名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

3 乙は、第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに、甲が指定する場所に医療救護班等を派遣するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙が東京都災害拠点連携病院設置要綱（平成25年4月25日付24福保医救第1415号）の規定に基づく災害拠点連携病院の指定（以下「連携病院の指定」という。）を受けている場合は、同項の派遣は、連携病院の指定に基づく業務に支障のない範囲で実施するものとする。

（医療救護班等の活動場所）

第3条 医療救護班等は、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班等の業務）

第4条 医療救護班等の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療
- （4）死亡の確認
- （5）避難所における慢性疾患等の対応

（医療救護活動に関する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班等は、甲が公益社団法人昭島市医師会（以下「昭島市医師会」という。）の指名に基づき指定する災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）の指揮命令に基づき、医療救護活動を実施する。

2 乙が派遣する医療救護班等は、甲と昭島市医師会が別に締結する災害時の医療救護活動についての協定に基づき、昭島市医師会が派遣する医療救護班に属し、その指揮命令系統により具体的な活動を行うものとする。

（医療救護活動に関する人員等の輸送）

第6条 この協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等及び給食・給水）

第7条 医療救護班等は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制により甲

協 定

が確保する医薬品等を含む。) を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 第1項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があつた場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動拠点)

第10条 甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

2 医療救護活動拠点においては、医療コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、第5条第2項の活動の例により、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

2 前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、甲は、その実費を弁償するものとする。

(費用弁償等)

第12条 この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班等の派遣に要する経費

(2) 医療救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 医療救護班等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(地域災害医療連絡協議会への参加)

第13条 乙は、甲の要請があつた場合は、甲が災害医療に係る関係機関をもって設置する、昭島市地域災害医療連絡協議会に参加するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成30年12月20日

昭島市田中町一丁目17番1号
(甲) 昭 島 市
昭島市長 臼 井 伸 介

昭島市松原町三丁目1番1号
(乙) 医療法人徳洲会東京西徳洲会病院
院 長 渡 部 和 巨

協定 18-6 災害時の医療救護活動についての協定

(医療法人社団晨明会植ビルクリニック)

昭島市を「甲」とし、医療法人社団晨明会 植ビルクリニックを「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班等の派遣)

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班又は医師（以下これらを「医療救護班等」という。）の派遣を乙に要請するものとする。

2 医療救護班の構成人員は、医師等各1名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

3 乙は、第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに、甲が指定する場所に医療救護班等を派遣するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙が東京都災害拠点連携病院設置要綱（平成25年4月25日付24福保医救第1415号）の規定に基づく災害拠点連携病院の指定（以下「連携病院の指定」という。）を受けている場合は、同項の派遣は、連携病院の指定に基づく業務に支障のない範囲で実施するものとする。

(医療救護班等の活動場所)

第3条 医療救護班等は、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班等の業務)

第4条 医療救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) 避難所における慢性疾患等の対応

(医療救護活動に関する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班等は、甲が公益社団法人昭島市医師会（以下「昭島市医師会」という。）の指名に基づき指定する災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）の指揮命令に基づき、医療救護活動を実施する。

2 乙が派遣する医療救護班等は、甲と昭島市医師会が別に締結する災害時の医療救護活動についての協定に基づき、昭島市医師会が派遣する医療救護班に属し、その指揮命令系統により具体的な活動を行うものとする。

(医療救護活動に関する人員等の輸送)

第6条 この協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等及び給食・給水)

第7条 医療救護班等は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制により甲が確保する医薬品等を含む。）を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 第1項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があつた場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動拠点)

第10条 甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

2 医療救護活動拠点においては、医療コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、第5条第2項の活動の例により、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

2 前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、甲は、その実費を弁償するものとする。

(費用弁償等)

第12条 この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班等の派遣に要する経費

(2) 医療救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 医療救護班等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(地域災害医療連絡協議会への参加)

第13条 乙は、甲の要請があつた場合は、甲が災害医療に係る関係機関をもって設置する、昭島市地域災害医療連絡協議会に参加するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

協 定

平成31年3月29日

昭島市田中町一丁目17番1号
(甲) 昭 島 市
昭島市長 白 井 伸 介

昭島市市郷地町二丁目36番8号
植ビル101号
(乙) 医療法人社団晨明会 植ビルクリニック
院 長 鈴 木 達 夫

協定 19-1 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医療救護活動に必要となる医薬品等
- （2） その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第8条 本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月 1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都福生市武蔵野台二丁目34番4号
酒井薬品株式会社 福生営業所
代表者 所長 浅河 英 樹

協定 19-2 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医療救護活動に必要となる医薬品等
- （2） その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第8条 本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月13日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都羽村市五ノ神三丁目10番4号
東邦薬品株式会社 羽村営業所
代表者 所長 近藤 康 弘

協定 19-3 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医療救護活動に必要となる医薬品等
- （2） その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第8条 本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月13日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
代表者 取締役副社長東京支社長
嶋 路 博 昭

協定 19-4 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社スズケン）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医療救護活動に必要となる医薬品等
- （2） その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第8条 本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月20日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都福生市本町43番地
株式会社スズケン 福生支店
代表者 支店長 加藤 昌 弘

協定 19-5 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医療救護活動に必要となる医薬品等
- （2） その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第8条 本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月24日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 東京都府中市西原町一丁目5番1号
アルフレッサ株式会社 国立支店
代表者 支店長 富永 卓 生

協定 20 災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定 (公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会)

昭島市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会北多摩第 1 分会（以下「乙」という。）は、災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、昭島市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに対する乙の支援及び協定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定が満了する日の 3 箇月前までに甲及び乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（要請）

第 3 条 甲は、災害の応急救護活動において、妊産婦及び乳児に対してケアを実施する必要が生じた場合は、乙に対して乙の会員から構成される助産師会班の派遣を要請することができる。
2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに助産師会班を編成したうえで、甲の設置する医療救護所等に派遣し、次条に規定する支援及び協力を行うものとする。

（支援及び協力の内容）

第 4 条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次の各号に掲げる事項について支援及び協力をするものとする。

- (1) 訪問の要請があった救護所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面のケアの支援を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、拠点救護所等における応急救護活動の支援を行うこと。

（従事者の災害補償）

第 5 条 甲の要請により、乙が行った支援及び協力に従事した乙の会員（乙への協力者を含む。）が、当該支援及び協力に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該支援及び協力に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（情報交換）

第 6 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第 7 条 乙は、第 4 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）

協 定

第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年10月2日

(甲) 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市

代表者 昭島市長 白井伸介

(乙) 昭島市

公益社団法人東京都助産師会北多摩第地区一分会

代表者 分会長 大久保富士子

協定 21 災害時における動物救護活動に関する協定（市獣医師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市獣医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物への応急処置に関すること。
- (2) 負傷又は被災した動物の保護及び管理に関すること。
- (3) 動物の死亡及び安否の確認に関すること。
- (4) 甲が実施する動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動に関すること。
- (5) 動物救護活動に必要な医薬品、ペットフード等の調達の協力に関すること。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、動物に関わる救護活動の必要が生じた場合は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、動物救護活動要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 協力要請をする理由
- (2) 活動内容
- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（動物救護所の設置）

第4条 甲は、乙と協議のうえ必要に応じて動物救護所を設置する。

（動物医療救護班の派遣）

第5条 甲は、動物救護所を設置した場合は、乙に対し動物医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、動物医療救護班を編成し、動物救護所に派遣するものとする。

（動物医療救護班の業務）

第6条 動物医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物への応急措置
- (2) 乙の会員病院への転送の要否決定
- (3) 死亡の確認

（報告）

第7条 乙は、前条に規定する業務が完了したときは、動物救護活動終了報告書（第2号様式）により、直ちに甲に報告するものとする。

（医療費）

第8条 動物救護所における動物に係る医療費は無料とする。

協 定

2 乙の会員病院における医療費は、原則として飼い主負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が実施する動物救護活動に要する次の費用については、甲がその実費を負担するものとする。

- (1) 動物医療救護班の編成及び派遣等に要する費用
- (2) 乙が調達し使用した医薬品及びペットフードの実費弁償
- (3) 訓練参加における前2号に係る経費

2 前項の規定による費用弁償等については、動物救護活動費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

(飼い主への啓発)

第11条 甲及び乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

- (1) 災害への備え
 - ア ペットフード等の備蓄
 - イ 動物収容設備(ケージ等)の準備
 - ウ 飼育動物のしつけ
- (2) 避難生活
 - ア 飼育動物を同行避難する際の管理方法
 - イ 感染症の予防
 - ウ 他の避難者への配慮

(従事者の災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 22 年 10 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
甲 昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市宮沢町 473 番地 1
昭島市獣医師会
代表者 会長 高 谷 不 羈

協定 22 災害時における応急対策業務に関する協定（市管工事組合）

昭島市市水道事業管理者（昭島市長伊藤徳彦）を「甲」とし、昭島市管工事組合を「乙」とし、甲乙間において、昭和 58 年 11 月 22 日に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」の全部を改正する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請できる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、業務内容、日時及び場所を指示し、水道資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により水道資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（費用弁償）

第 4 条 甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担する。

2 乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用を、甲に請求できる。

（損害補償）

第 5 条 甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年 4 月 1 日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（合同訓練の参加）

第 6 条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成7年12月1日

甲 昭島市朝日町四丁目 23 番 28 号
昭島市水道事業管理者
昭島市長 伊 藤 徳 彦

乙 昭島市昭和町五丁目 3 番 7 号
昭島市管工事組合
組合長 榎 本 晴 一

協定 23-1 災害時における応急対策業務に関する協定（市建設業協会）

昭島市を「甲」とし、昭島市建設業協会を「乙」とし、甲乙間において、昭和 56 年 9 月 30 日に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」の全部を改正する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請できる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、業務内容、日時及び場所を指示し、建設資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により建設資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力をを行うものとする。

（費用弁償）

第 4 条 甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担する。

2 乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用を、甲に請求できる。

（損害補償）

第 5 条 甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年 4 月 1 日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（合同訓練の参加）

第 6 条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 10 年 11 月 10 日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲、乙なんの意思表示がないときは、1 年間延長されるものとみなし、以後の場合も同様とする。

上記の協定の証とするため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年11月10日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭 島 市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市昭和町四丁目7番17号
昭島市建設業協会
代表者 会 長 星 野 宗 保

協定 23-2 災害時における応急対策業務に関する協定（市造園業協同組合）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市造園業協同組合（以下「乙」という。）との間において、昭島市内での地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、乙に業務の内容、日時及び場所を指示し、資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第5条 乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第6条 乙の業務に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては、別途、甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務に要した費用の明細書等を作成し、甲に費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に係る、乙に属する会員の従事者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償する。

（連絡体制等の報告）

第9条 乙は、甲の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び乙会員間の連絡体制について、毎年4月に報告するものとする。

（合同訓練への参加）

第10条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定め

るものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月30日

甲 昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 昭島市造園業協同組合
代表者 理事長 森 田 久 夫

協定 24 災害時における応急対策業務に関する協定（東京土建一般労働組合多摩西部支部）

昭島市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合多摩西部支部（以下「乙」という。）との間において、昭島市内で地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に業務の内容及び業務を行う日時、場所等を明示した文書をもって、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請する時間的余裕がないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材等の提供を求められたときは、特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 甲の要請により出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い、業務に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けることができないときは、乙が自ら要請事項に基づいて、業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第5条 乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 業務の実施に当たって乙が支出した費用は、甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては、別途、甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、甲の負担すべき前条の費用の明細書等を作成し、甲に当該費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲の要請に基づき業務に従事した乙に属する会員が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償する。

（連絡先等の報告）

第9条 乙は、甲が行う業務に対する協力に関し、連絡先及び担当者を定めるものとし、連絡先及び担当者を定めたとき又は変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（合同訓練への参加）

第10条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間が満了する 3 箇月前までに、甲乙いずれからも別段の申出がないときは、1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 29 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市中神町二丁目 4 番 19 号
東京土建一般労働組合多摩西部支部
執行委員長 鶴 岡 誠 一

協定 25 災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定

(社団法人東京都自動車整備振興会立川支部)

昭島市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会立川支部（以下「乙」という。）は、災害時における車両等障害物除去応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市内において地震、風水害その他の緊急事態（以下「災害」という。）の際に、甲が道路啓開等の災害応急対策活動（以下「応急対策活動」という。）を乙の協力を得て迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策活動の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両等の移動
- (2) 応急対策活動に従事する車両及び資器材の優先整備
- (3) 前2号の活動に必要な資器材、部品等及び労務の提供
- (4) その他甲が特に必要と認めた指示事項

（協力要請）

第3条 甲は、応急対策活動の実施について、協力が必要と認める場合は、乙に対し、車両等障害物除去応急対策活動支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、要請書をもって協力を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（応急対策活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が協力要請を行うことができない状況にあると判断したときは、協力要請があったものとみなして、応急対策活動を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急対策活動を完了したときは、甲に対し、車両等障害物除去応急対策活動終了報告書（第2号様式）により直ちに報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、応急対策活動完了後、当該応急対策活動に要した実費相当額を車両等障害物除去応急対策活動費用請求書（第3号様式）により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償等）

第7条 応急対策活動に従事した乙に属する従事者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、その他の損害を受けた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、その者が

他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 応急対策活動の実施に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めについては、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年2月1日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

昭島市長 北川 穰 一

東京都昭島市田中町二丁目9番5号

乙 社団法人東京都自動車整備振興会立川支部

支部長 森島 徳 幸

協定 26 災害時等における応急給水活動の応援に関する協定

(株式会社両毛システムズ東京支社)

昭島市（昭島市水道事業）（以下「甲」という。）と株式会社両毛システムズ東京支社（以下「乙」という。）とは、災害時等における水道への特別支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画及び昭島市水道事業災害時等対応計画に基づき、甲が行う応急給水活動に対する乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する応援業務は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 電話又は窓口対応
- (3) 広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

（応援要請）

第3条 甲は、乙の応援を受ける必要があると認めるときは、応援内容、場所及び期間を明示した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定に基づく応援の要請を受けたときは、速やかに応援を行うための体制を整え、人員等を甲に報告の上、出動させる。ただし、乙が被災等により応援の人員を確保できない場合は、甲乙協議して対応を決定するものとする。

2 乙は、応援業務を行う際は、第三者に損害を与えることのないようにしなければならない。

（費用負担）

第5条 応援業務に要する費用は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、災害時等の直前における通常価格を基礎とし甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ甲から要請があった場合、乙は当該費用を一時繰り替え支弁する。

（訓練）

第6条 乙は、この協定に基づく応急給水活動を円滑に行うため、甲の要請があったときは、甲が主催し、又は指定する防災訓練に対し、積極的に参加するよう努めるものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第7条 応援業務において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

2 応援業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議して対処するものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この協定に関し、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、また、同様とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から昭島市水道料金等収納業務委託契約の終了日までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 4年10月 1日

東京都昭島市朝日町4丁目23番28号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 臼井 伸介

東京都千代田区岩本町2-2-4

PMO 神田岩本町II 11F

乙 株式会社両毛システムズ東京支社

代表者 支社長 本間 恭

協定 27 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）、府中市（以下「乙30」という。）（以下「乙1」から「乙30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成29年3月31日付けで甲、乙1から乙29まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

- 第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。
- 2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。
 - 3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。
 - 4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

- 5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

- 2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

- 2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

協定

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。
(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 10月 29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

- 乙2 東京都立川市泉町 1156 番地の9
立川市長 清水 庄平
- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶子
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長 長友 貴樹
- 乙8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一
- 乙9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の1
国立市長 永見 理夫
- 乙15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男

- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次

- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長 高野 律雄
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

協定 28 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。

6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

(委託契約の締結)

第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

(費用負担)

第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

(労災及び損害補償など)

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続す

協定

るものとし、その後においても同様とする。

- 3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

- 2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子

乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝

乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一

乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市市長 高野 律雄

乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 臼井 伸介

乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1

- 乙 9 調布市長 長友 貴樹
東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一
- 乙 10 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙 11 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙 12 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 13 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 14 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 15 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 16 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 18 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 19 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 20 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 21 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜

- 乙 22 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙 23 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心
- 乙 25 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙 26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 池澤 隆史
- 乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

協定 29-1 災害時における食料調達に関する協定（グリコ協同乳業）

昭島市（以下「甲」という。）とグリコ協同乳業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する乳製品等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは甲の指定する部長が、乙の東京工場長宛に口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、乙の工場が被災を受ける等の特別の理由がない限り、甲に対し積極的に協力するものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の食料を、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請 求）

第5条 乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

2 食料の代金は災害直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支 払）

第6条 甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

協 定

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 10 年 5 月 19 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭 島 市
昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市武蔵野二丁目 14 番 1 号
グリコ協同乳業株式会社
東京工場長 澤 田 義 弘

協定 29-2 災害時における食料調達に関する協定（敷島製パン株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する生パン等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の食料を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請 求）

第5条 乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

2 食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支 払）

第6条 甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成11年12月17日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

協 定

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成10年12月18日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭 島 市
昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市武蔵野二丁目12番3号
敷島製パン株式会社
パスコ東京多摩工場
工 場 長 小 林 俊 光

協定 29-3 災害時における食料調達に関する協定（三多摩総合食品卸売市場）

昭島市（以下「甲」という。）と三多摩総合食品卸売市場協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する副食品、調味料等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする

。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・品目・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行なうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の食品を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請 求）

第5条 乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

2 食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支 払）

第6条 甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成11年12月17日までとする。ただし、期限満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

協 定

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成10年12月18日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 昭島市武蔵野三丁目5番1号
三多摩綜合食品卸売市場協同組合
代表者 理事長 蓮見 勝 雄

協定 29-4 災害時における食料調達に関する協定（シマダヤ株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とシマダヤ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する麺類等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による甲より乙への要請は、文書によりその要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請する前に口頭で甲、乙協議し、後日文書をもって処理するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、乙の出来る範囲で甲に対し積極的に応ずるものとする。

（請 求）

第4条 乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

2 食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支 払）

第5条 甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成12年1月24日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

協 定

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 11 年 1 月 25 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭 島 市
昭島市長 北 川 穰 一

乙 渋谷区恵比寿西一丁目 33 番 11 号
シマダヤ株式会社
代表取締役社長 近 藤 郁 雄

協定 29-5 災害時における応急食料の供給協力に関する協定**(ガーデンベーカリー株式会社)**

昭島市（以下「甲」という。）とガーデンベーカリー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急食料（以下「食料」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、昭島市内において大規模な災害が発生した際に、避難所等における食料の確保を図るため、甲が行う食料の調達に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲が備蓄する食料では十分な対応ができない場合において、乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、応急食料供給要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（応急食料の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する食料は、乙が製造する食料品のほか、要請時点で乙が供給できる食料品とする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に積極的に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により要請に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（食料の受取り）

第5条 食料の受取り場所は甲と乙が協議の上、決定する。

2 食料の受取りに際しては、甲は受取り場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、食料の種類及び数量等を確認の上、受取りを行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力要請に応じた場合は、食料の受渡し場所毎に、応急食料供給報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）をもって、速やかに甲に対し供給した品名等を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、その後報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は乙に対し、供給された食料及びその運搬に係る経費を支払うものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に規定する業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲が補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

協 定

(平時の協力)

第 9 条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、変更があった時点で速やかに連絡するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく食料の供給態勢が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換を行うとともに、乙は甲が実施する訓練に適時参加、協力を行うものとする。

(秘密の保持及び情報提供)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(効力)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 1 日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井伸介

乙 昭島市美堀町四丁目13番35号
ガーデンパーク株式会社
代表取締役社長 佐藤 誠

協定 30 平時における物資保管及び災害時等における物資輸送に関する協定 (江崎グリコ株式会社・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）と江崎グリコ株式会社（以下「乙」という。）とグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社東京工場（以下「丙」という。）とは、被災者生活の安定を図るため、平時における物資の保管、また、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲の指定する物資の避難所への配送に関し、次のとおり協定を締結する。

（甲の指定する物資の範囲及び内容）

第1条 本協定に基づく、甲の指定する物資は、乙が製造し甲が第三者を通じて購入した粉ミルク及び液体ミルク（以下「物資」という。）とする。

（協力要請）

第2条 甲は、必要であると判断したときは、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1） 災害時等における丙の倉庫施設から甲の指定する避難所への甲の指定する物資の配送
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項

- 2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書の提出をするものとする。
- 3 乙及び丙は、第1項の協力要請を受けた場合は、乙及び丙の業務に支障がない範囲内において、当該要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うように努めるものとする。
- 4 甲は、丙による物資の保管状況等を確認するために必要であるときは、丙へ通知の上、丙の立会いを得て、第1項第1号の規定により、用いられる丙の倉庫において調査を実施することができるものとする。
- 5 甲は、災害時等における物資輸送が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、運搬車両の円滑な運行に関する支援、輸送のための燃料確保、その他必要な支援に努めるものとする。

（物資の保管）

第3条 丙は、物資を丙の施設において適切に保管するものとする。

- 2 丙の施設の所在は次のとおりとする。

東京都昭島市武蔵野二丁目14番1号

（費用の負担）

第4条 第2条第1項第1号に基づく活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、無償とする。ただし、本協定に基づき甲が指定する物資の廃棄に要する費用は、甲の負担とする。

- 2 第2条第1項第2号に基づく活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害時等における物資輸送に係る合理的な範囲内で、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

協 定

(費用の請求等)

第5条 乙及び丙は、災害等が収束した時点で、前条第2項の規定により費用を算出し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった日から30日以内に甲が負担する費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙が災害時等において行う物資を配送する業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定及び防災に関しての情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、甲が主催する防災訓練に乙及び丙の参加を要請することができる。この場合において、乙及び丙は当該防災訓練に、乙及び丙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協力活動中の告知)

第9条 乙及び丙は、災害時等における協力活動に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示させるように努めるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲、乙及び丙は、協力活動上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協力活動が終了し、又はこの協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月15日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 白井 伸介

東京都港区高輪四丁目10番18号

乙 江崎グリコ株式会社

セールス本部市場開発部事業開発ユニット

ユニット長 信吉 英典

東京都昭島市武蔵野二丁目14番1号

丙 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社

東京工場

工場長 早田 繁喜

協定 31-1 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（イトーヨーカ堂）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が実施する生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・品目・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定品目の物資を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請 求）

第5条 乙は、物資納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

2 物資の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支 払）

第6条 甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成12年3月9日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 11 年 3 月 10 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭 島 市
昭 島 市 長 北 川 穰 一

乙 港区芝公園四丁目 1 番 4 号
株式会社 イトヨーカ堂
代表取締役 鈴木 敏 文

協定 31-2 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（ザ・ビッグ昭島店）

昭島市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社ジャスコ昭島店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対して前条の規定による要請をするときは、納入日時、納入場所、要請品目、要請数量、その他必要な事項を明らかにした要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、そのいとまがないときは口頭で行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な物資の供給措置を講ずるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定品目の物資を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（供給物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請することのできる物資は、乙が現に保有し、かつ、優先して供給が可能なものとする。

（物資の価格）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（物資代金の請求と支払い）

第7条 乙は、供給活動が終了したときは、速やかに物資供給報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を確認し、速やかに物資供給の代金を支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（情報交換及び訓練）

第10条 甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換や、甲が行う合同訓練に参加し、

相互連携に努めるものとする。

- 2 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行う為、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を別途定めるものとする。なお、期間の途中において内容の変更が生じた場合には、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 30 日

甲 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
昭島市長 北 川 穰 一

乙 東京都昭島市宮沢町 500 番 1 号
イオン株式会社
ジャスコ昭島店
店 長 藤 原 隆

協 定

第1号様式（第3条関係）

総防 号
年 月 日

イオンリテール株式会社
ザ・ビック昭島店
店長 様

昭島市長 ⑨

緊 急 物 資 供 給 要 請 書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

納入日時		年 月 日 () 時 分			
納入場所	住所				
	名称				
要 請 品 目 及 び 数 量		品 目	数 量	品 目	数 量
そ の 他 必要事項					

第2号様式（第7条関係）

緊急物資供給報告書兼請求書

年 月 日付 総防第 号の要請に基づく緊急物資の供給に係る内容を下記のとおり報告するとともに代金を請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 内 訳

供給月日	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要

ただし、個別明細書は別紙のとおり

年 月 日

(あて先) 昭島市長

イオンリテール株式会社
ザ・ビック昭島店
店 長

印

協定 31-3 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社カインズ）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対して前条の規定による要請をするときは、納入日時、納入場所、要請品目、要請数量その他必要な事項を明らかにした緊急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、時間的余裕がないときは口頭等で要請し、その後速やかに緊急物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙又は乙が指定する者は、甲から要請を受けた物資を、指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（供給物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請することのできる物資は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、かつ、優先して供給が可能なものとする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（物資の価格）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（物資代金の請求と支払）

第7条 乙は、供給活動が終了したときは、速やかにその旨を書面により甲に報告し、併せて乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を確認し、速やかに物資供給の代金を支払うものとする。

（供給活動における補償）

第8条 甲の要請に基づき供給活動を行った乙の従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を受けた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受け

たときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(情報交換)

第9条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を連絡責任者届(第2号様式)により相互に報告するものとし、期間の途中において内容の変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕 雅

協定 31-4 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社マミーマート）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）とは、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する生活必需品（以下「物資」という。）の供給及びその他の支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、災害時等において、物資の供給が必要である場合に、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 甲は、災害時等において、乙の管理する施設の使用が必要である場合に、乙に対し施設の使用を要請するものとする。

3 乙は、甲から前二項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障がない範囲内において、可能な限り必要な措置を講じるものとする。

（供給物資の範囲及び内容）

第2条 本協定に基づく、乙が甲に供給する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）日用品
- （3）その他甲が指定するもの

（供給の実施及び完了）

第3条 乙は、甲から要請を受けた物資を、指定された場所に納入するものとする。

2 乙は、物資を甲に引き渡すものとし、当該引渡しをもって、物資の供給の完了とする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の供給した物資の代金を負担するものとする。物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、物資の供給が完了したときは、前条の価格による物資の代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、請求日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行う物資を供給する業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（連絡調整等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 乙は、甲が主催する防災訓練の参加に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、30年4月1日から31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以後もこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月26日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭 島 市

昭島市長 白 井 伸 介

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目44番1号

乙 株式会社マミーマーケット

代表取締役社長 岩 崎 裕 文

協定 32 災害時における飲料水等の供給に関する協定 (株式会社八洋)

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）との間において、災害時における飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料水等の供給の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、昭島市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等の確保が必要であるときに、乙に対し飲料水等の供給の協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請をする場合は、乙の羽村営業所の所長に対し、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）に品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を記載して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、後日速やかに飲料水等供給協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲から飲料水等供給協力要請書（口頭による要請を含む。）により飲料水等の供給の要請を受けたときは、乙の羽村営業所の在庫10万本を基準に、甲の指定する場所へ飲料水等を供給するものとする。

（在庫の確保）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲の要請に常時応じることができるよう、容量190ミリリットル以上の容器で、最低10万本の飲料水等の在庫を、常に確保しておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生時直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による飲料水等の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行う飲料水等を供給する業務に従事する者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までとする。ただし期間

満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以後もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月1日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 北川 穰一

乙 東京都新宿区東五軒町二丁目18番
株式会社八洋
代表取締役社長 後藤 伯彦

飲料水等供給協力依頼書

年 月 日

株式会社八洋
羽村営業所長 殿

昭島市長

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

	品 目 名	数 量
納入品目・数量		
納入日時		
納入場所		
その他		

※連絡先

部

課

担当

電話

協定 33 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定（ガソリンスタンド）

災害時における応急燃料（石油等）の供給活動業務等の協力に関し、昭島市（以下「甲」という。）と別紙 16 業者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第 2 条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、後日文書をもって処理する。

（協 力）

第 4 条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第 5 条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払い）

第 6 条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（有効期限）

第 7 条 この協定の有効期間は、平成 11 年 4 月 1 日より平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日 2 箇月前までに甲、乙なんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協 議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

協 定

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 11 年 4 月 1 日

甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭 島 市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 昭島市 町 丁目 番 号
協定業者名
代表者名

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定業者一覧

業 者 名	所 在 地	締 結 日
1 橋本産業(株)多摩営業所昭島北 s s	昭島市武蔵野 2-11-23	平成11年 4 月 1 日
2 双日エネルギー(株)	昭島市昭和町 1-7-6	平成11年 4 月 1 日
3 コスモ石油販売セルフピュア昭島 コスモ石油販売(株)	昭島市上川原町 2-10-1	平成11年 4 月 1 日
4 (株)京南	昭島市拝島町 3-3-37	平成11年 4 月 1 日
5 日新商事(株)	昭島市昭和町 1-3-13	平成11年 4 月 1 日
6 コスモ石油販売セルフピュア昭島南 コスモ石油販売(株)	昭島市大神町 2-10-23	平成13年 4 月 1 日

令和元年 12 月現在

協定 34 大規模災害時における学校給食施設の稼働に関する協定

昭島市教育委員会（以下「甲」という。）と昭島ガス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における学校給食施設の円滑な稼働に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、大規模災害時において都市ガスの供給が困難となった場合において、乙から優先的に燃料等の供給を受けることにより、甲の学校給食施設を円滑に稼働させることを目的とする。

（対象機器及び供給物）

第2条 この協定書の対象施設及び供給物は、次のとおりとする。

- （1） 昭島市学校給食共同調理場の連続自動炊飯機及びガス回転釜は移動式ガス発生装置及びプロパンガスとする。
- （2） 昭島市立福島中学校の2ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。
- （3） 昭島市立瑞雲中学校の2ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。
- （4） 昭島市立多摩辺中学校の2ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。

（協力要請及び対応）

第3条 甲は、大規模災害時において移動式ガス発生装置並びにプロパンガスの調達が必要となった場合は、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の規定により協力要請があった場合は、保有する移動式ガス発生装置を優先して甲に貸与するとともに、プロパンガスを優先的に供給するよう努める。

3 甲は、プロパンガスボンベの設置について、安全で適切な場所を確保する。

（訓練の参加）

第4条 乙は、この協定に基づく学校給食施設を円滑に稼働させるため、甲から要請があったときは、甲が行う訓練に参加し、相互連携に努めるものとする。

（協議事項）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙何らの意思表示がないときは、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記の協定締結の証とするため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

乙 昭島市もくせいの杜一丁目1番1号
昭島ガス株式会社
代表取締役社長 平畑 文興

協定 35 災害時における緊急輸送業務に関する協定（東京都トラック協会多摩支部）

昭島市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策活動（甲が昭島市地域防災計画の一環として実施する災害応急対策活動をいう。以下同じ。）に対し、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における緊急輸送業務（災害応急対策活動を実施するために必要な人員、物資等の輸送業務をいう。以下同じ。）の円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業用自動車等）

第2条 甲は災害時において、緊急輸送業務に使用する自動車（以下「事業用自動車」という。）が必要であると認めるときは、その使用する日時及び場所を指定して、乙に対して事業用自動車の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対して事業用自動車を供給しなければならない。

3 乙が供給した事業用自動車は、甲の指示により緊急輸送業務を行なうものとする。

4 乙は、供給した事業用自動車が緊急輸送業務を終了したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（協力の要請）

第3条 前条第1項の要請は、文書により行なうものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により要請することができる。

2 前項ただし書きの規定により、前条第1項の要請を口頭により行なったときは、後日文書をもって処理するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の求めに応じて乙が事業用自動車を供給した場合の経費（以下「運行経費」という。）については、甲が負担するものとする。

2 運行経費は、乙が供給した事業用自動車の運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料通路通行料、駐車場使用料等をいう。）とする。

3 運行経費の算定については、東京都と社団法人東京都トラック協会が締結した災害応急対策用貨物自動車供給契約書による運賃等の算定の例による。

（運行経費の請求）

第5条 乙は、第3条第1項及び第2項の文書を取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運行経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに運行経費を支払わなければならない。

（事故等）

第6条 乙が供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、乙が供給した事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第8条 乙は、乙が供給した事業用自動車の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責めに帰する理由により、乙が供給した事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、乙が供給した事業用自動車の運転者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。ただし、当該運転者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

(協 議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期限は、平成11年2月8日から平成12年2月7日までとする。ただし、期限満了の3月前までに、甲乙になんらの意思表示がない場合は、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年2月8日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 国立市北三丁目27番11号
社団法人 東京都トラック協会多摩支部
代表者 支部長 山 本 英 司

協定 36 災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定 (ヤマト運輸株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社西東京主管支店（以下「乙」という。）とは、被災者生活の安定を図るため、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲の指定する物資の避難所への配送及び甲の指定する物資集配拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に掲げる事項の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1） 甲の管理する施設、甲の指定する物資集配拠点及び物資供給協力店舗から甲の指定する避難所への甲の指定する物資の配送
- （2） 甲の管理する施設及び甲の指定する物資集配拠点での運営支援
- （3） 甲の指定する物資の一時保管のための乙の倉庫施設の確保及び運営
- （4） 甲の指定する物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供及び貸与
- （5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書の提出をするものとする。

3 乙は、第1項の協力要請を受けた場合は、乙の業務に支障がない範囲内において、当該要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うように努めるものとする。

（活動報告）

第2条 乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するとともに、活動内容の経過についても、適宜甲に報告するように努めるものとする。

- （1） 従事日、走行距離
- （2） 使用した車両、資機材等
- （3） 活動に要した費用
- （4） その他必要な事項

（費用の負担）

第3条 協力活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害時等における物資輸送に係る合理的な範囲内で、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求等）

第4条 乙は、災害等が収束した時点で、前条第2項の規定により費用を算出し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった日から30日以内に甲が負担する費用を支払うものとする。

（連絡調整等）

第5条 甲及び乙は、この協定及び防災に関する情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責

任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は当該防災訓練に、乙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協力活動中の告知)

第7条 乙は、協力活動に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示させるように努めるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第8条 甲及び乙は、協力活動上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協力活動が終了し、又はこの協定が解除された後についても同様とする。

(燃料の供給支援)

第9条 甲は、乙が協力活動を実施するに当たり、燃料等の優先供給に配慮するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 2月19日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 白井伸介

東京都昭島市拝島町四丁目10番5号

乙 ヤマト運輸株式会社 西東京主管支店

代表者 支店長 暁 浩治

協定 37 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定

(佐川急便株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、昭島市内で大規模な災害が発生した際に、被災者に対して食料や生活必需品等の物資を安定的に供給することにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、乙が甲に協力して行う支援物資の受入れ及び配送等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 支援物資 調達物資及び義援物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配送先となる昭島市内の避難所及び甲が指定する物資の供給場所をいう。
- (5) 物資集積・搬送拠点 大規模な災害により避難所等への支援物資の配送を円滑に行うことができないなど、甲が必要と判断した場合において設置する、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)並びに支援物資の配送等を行うための拠点をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設に設置するものとする。

2 甲は、昭島市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条各項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難な場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条各項の規定による要請に基づき業務を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じたときは、その都度、変更内容を文書により通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第4条各項の規定による要請に基づいて行う業務（以下「業務」という。）に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、法令その他で定めがあるものを除き、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務が完了したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を精査確認し、当該請求の日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第10条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に規定する業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲が補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(平時の相互協力)

第14条 甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議及び訓練を行うなど、業務の円滑な運営に努めるものとする。

(有効期間)

協 定

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年12月20日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井 伸介

乙 東京都昭島市拝島町4-8-1
佐川急便株式会社 西関東支店
支店長 佐々木 俊行

協定 38 災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定

(武州交通興業株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における要配慮者等の移送協力及び車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が協力して、障害者、高齢者、傷病者等の要配慮者（以下「要配慮者等」という。）を避難所、二次避難所（福祉避難所）、社会福祉施設又は医療機関等の施設へ迅速かつ安全に移送するために必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者等を移送する必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について、昭島市要配慮者等移送協力要請書（第1号様式）、昭島市車両提供協力要請書（第2号様式）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

- (1) 乙が所有する心身障害者用自動車（以下「くじら号」という。）による要配慮者等の移送業務
- (2) 乙が所有する車両及び車両運転手による要配慮者等の移送業務
- (3) その他要配慮者等の移送に必要な業務

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、くじら号の運行及び車両の提供等について、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条の規定により乙が行った移送業務に要した費用については、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する経費は、移送業務終了後、乙の提出する昭島市要配慮者等移送業務実績報告書（第3号様式）及び昭島市車両提供実績報告書（第4号様式）に基づき、昭島市中心身障害者用自動車運行事業業務委託契約単価及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に係る一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日国土交通省関東運輸局長公示）の運賃・料金の額（別表）を基礎とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求)

第5条 移送協力を要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、第2条の規定による車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(要配慮者等又は第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条の規定による車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、要配慮者等（利用者）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

協 定

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する社員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもってこの協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長するものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月 1日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市

昭 島 市 長 臼 井 伸 介

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番19号
武州交通興業株式会社

代表取締役社長 馬 場 文 彦

※別表省略

協定 39 災害時における応急対策業務に関する協定（アイネス）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社アイネス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害の発生により甲が使用するサーバ等が被害を受けた場合は、甲からの要請に基づき、乙の機器が使用可能な状態であることを条件に、乙の従事者の立会いのもと甲の職員が次に掲げる業務を実施することができるように、乙の機器の使用を許可するものとする。

- (1) 甲が準備する住民基本台帳の情報が入った磁気媒体から、市民の氏名、住所、性別及び生年月日の事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。
- (2) 甲が準備する固定資産税賦課台帳の情報が入った磁気媒体から、り災証明書の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。
- (3) 甲が準備する国民健康保険資格台帳の情報が入った磁気媒体から、国民健康保険被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。
- (4) 甲が準備する介護保険資格台帳の情報が入った磁気媒体から、介護保険被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。
- (5) 甲が準備する後期高齢者医療資格台帳の情報が入った磁気媒体から、後期高齢者医療被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

（守秘義務）

第4条 業務を実施するに当たり、乙の従事者は知り得た情報について守秘義務を負うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成25年3月1日から平成26年2月末日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙いずれか一方から何らの申出がないときは、この協定は同一の条件をもって1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

協 定

上記の協定の証とするために、本協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者昭島市長 北 川 穰 一

乙 東京都港区赤坂六丁目11番1号
株式会社アイネス
公共営業第二部 部長 郷古 吉夫

協定 40 災害時応急対策業務相互応援に関する協定（昭島郵便局）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島郵便局（以下「乙」という。）は昭島市地域防災計画に定めるもののほか、災害時に相互が応援協力し、必要な応急対策業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、昭島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に応援協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時避難場所、物資集積場所等災害活動拠点として提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を郵政事業事務に提供すること。
- (4) 被災市民及び被災状況に関する情報等を相互に提供すること。
- (5) その他、前記各号に定めのない相互に必要とする応急対策業務。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 協力に要した経費は、法令その他に特別の定めがない場合は、適正に算出した額を、協力要請した者が原則として負担する。

2 前項の定めによりがたい場合は、甲、乙協議の上、負担すべき額を定めるものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成10年3月25日から平成11年3月24日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙なんらの意思表示がないときは、1年間延長されるものとみなし、以後の場合も同様とする。

協 定

上記の協定の証とするため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年3月25日

昭島市田中町一丁目17番1号
甲 昭 島 市
代表者 昭島市長
北 川 穰 一
昭島市松原町一丁目9番31号
乙 昭島郵便局
代表者 昭島郵便局長
滝 貞 榮 就

協定 41 災害時における衛生活動に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合）

昭島市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における衛生活動に関する業務（以下「業務」という。）の協力体制を確立し、市民の安定した生活確保を図る事を目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容の実施
- (2) 災害時における理容の実施に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条に規定する業務の協力を要請しようとする場合は、活動協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに活動協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による業務の協力の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、この協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 乙は、甲と円滑に連絡を行うことができるよう担当窓口を設置するものとする。

（理容費）

第6条 理容の実施に係る費用は、無料とする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した第2条第2号に規定する資器材及び消耗品の提供については、その費用を甲が負担するものとする。この場合の費用は、当該災害の発生した直前の価格をもって算定するものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に係る乙に属する者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、甲乙いずれかから指定解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

協 定

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭 島 市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

乙 東京都新宿区下落合四丁目26番7号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者 理事長 飛 田 英 雄
立川支部長 羽 場 昭 男

第1号様式（第3条関係）

活動協力要請書

年 月 日

東京都理容生活衛生協同組合

殿

昭島市長

「災害時における衛生活動に関する協定」に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

業務内容	
日 時	
場 所	
そ の 他	

協定 42 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（有限会社原島組）

昭島市（以下「甲」という。）と有限会社原島組（以下「乙」という。）は、「し尿収集運搬業務委託仕様書」第7の規定に基づき、「昭島市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬（以下「し尿処理」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、昭島市内で大規模な災害が発生した場合に、昭島市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について必要事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に避難施設等に設置した仮設トイレ等において、し尿収集が必要であると認めた場合、乙に対してし尿収集を要請することができる。

（要請手続き等）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対してし尿収集を要請する場合は、書面により行う。ただし、緊急等やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、事後において速やかに書面を送付する。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、正当な理由のある場合を除き、所有する車両及び資機材を活用し、し尿収集を実施する。

（業務の実施）

第4条 甲は、乙に、地域防災計画に基づき作成するし尿処理計画において、乙は、甲の要請により災害現場等へ出動し、甲が指定する甲の現場責任者の指示に従い、業務に協力するものとする。

（業務の完了報告）

第5条 乙は、甲からの協力の要請に基づく応急復旧対策活動が完了したときは、速やかに活動要員及び活動内容等について甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧対策活動に要した費用は、甲の負担とする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、応急復旧対策活動終了後、当該応急復旧対策活動における費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定による請求があったときは、内容を確認の上、速やかに乙に対して当該費用を支払う。

(対策協議)

第8条 甲及び乙は必要に応じて連携して、災害時を想定した避難施設等に設置した仮設トイレ等からのし尿処理の対策を協議しておくものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、甲の要請に基づいて応急対策活動に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例により、これを補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、同年3月31日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとする。

2 前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の2箇月前までに甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定める。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通をそれぞれ保有する。

令和2年3月1日

甲 所在地 東京都昭島市田中町1-17-1
名称 昭島市
代表者 昭島市長 臼井 伸介

乙 所在地
名称
代表者

協定 43 災害時における災害防災情報等放送業務に関する協定（エフエムラジオ立川株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とエフエムラジオ立川株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害防災情報等の広報活動に対し、乙が協力して行うエフエムラジオを活用した災害防災情報等の放送の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 この協定により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、甲が提供する別表に定める情報について、乙の判断のもとに通常番組に優先して行う災害防災情報等の放送とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害防災情報等の放送が必要であると認めるときは、乙に対して災害防災情報等を提供し、災害時における放送協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙の番組編成権を侵害しない範囲で協力業務の実施を要請するものとする。ただし、要請書をもって協力を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事情がない限り、協力業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

（活動報告）

第6条 乙は、協力業務が終了したときは、速やかに災害時における放送協力報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年2月1日

昭島市田中町一丁目17番1号
甲 昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

東京都立川市曙町二丁目9番1号
菊谷ビル9階
乙 エフエムラジオ立川株式会社
代表者 代表取締役社長 梶 範 明

協 定

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

エフエムラジオ立川株式会社

殿

昭島市長

災害時における放送協力要請書

災害時における災害防災情報等放送業務に関する協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請いたします。

記

放送要請の理由	
放送事項	
日 時	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
その他	

協定 44 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム多摩（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、昭島市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、市民に迅速かつ正確な災害情報を伝達するための放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、当該災害情報の放送を要請すること（以下「放送要請」という。）ができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム東京メディアセンターに送信するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送要請をする放送の内容
- （3） 希望する放送の日時
- （4） その他必要な事項

2 放送要請の連絡先は、別紙1のとおりとする。なお、別紙1の内容に変更が生じた場合には、乙は甲に速やかに書面により報告するものとする。

3 放送要請は、災害情報放送要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により、電子メール又はファクシミリを用いて行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに、甲は、要請書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、放送要請を受けたときは、甲から当該放送要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 乙は、甲がインターネット、広報紙等で発信済みの情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）及び放送要請した情報について、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、防災計画の状況、協力要請事項等について情報の交換を行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成28年8月22日から平成29年3月31日までとする。ただし、

協 定

期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 本協定の成立に伴い、災害発生時等の防災情報放送業務等に関する協定書(平成26年2月20日締結)は、廃止する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月22日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 北川 穰 一

東京都立川市栄町六丁目1番地の1

立飛ビル6号館別館

乙 株式会社ジェイコム多摩

代表者 代表取締役 谷津 幸 利

協定 45 行政告知放送の再送信に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム多摩（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送（以下「行政告知放送」という。）を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して次の条項により協定を締結する。

（再送信の合意）

第1条 甲及び乙は、乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者（以下「サービス加入者」という。）に行政告知放送の再送信（以下「再送信」という。）を行うことに合意する。

2 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

3 乙は、サービス加入者に対して、無償で再送信を行うものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含めた乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成31年2月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了の1月前までに書面による申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。

（費用）

第4条 再送信の情報提供の対価は、無償とする。

2 甲及び乙は、再送信を実施するに当たり、必要な設備の設置、改修等の費用に関して、各々の責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。ただし、甲が所有し、又は管理する施設内の乙の設備に係る電気料金等は甲が負担するものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由により、再送信が実施できなかった場合は、なんら責任を負わないものとする。

2 再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

3 乙は、サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

（設備の維持管理）

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。

2 甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。

3 乙は、再送信のために甲の施設内にある乙の設備の点検が必要と判断した場合は、甲と事前に相談のうえ、甲の施設に立ち入り、点検を実施することができるものとする。この場合において、事後速や

協 定

かに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知りえた相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関しては、この限りでない。

(解除)

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本協定を解除しようとする場合は、2月前までに相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

上記協定合意の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成30年12月19日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 臼井伸介

乙 東京都立川市栄町六丁目1番地の1
株式会社ジェイコム多摩
代表取締役 栗原尚孝

協定 46 防災情報サービスの提供に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）

東京都昭島市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京 多摩局（以下「乙」という。）とは、乙の提供する防災情報サービスに関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の土砂災害警戒区域内に居住する者、甲の多摩川又は残堀川の浸水想定区域内に居住する者（以下「対象者」という。）が、防災行政無線の放送内容の聞き取りが困難な室内において、同放送内容を確認できるようにすることを目的とする。

（事業）

第2条 乙は、乙が昭島市内において専用端末（以下「EAT」という。）を通じて提供している防災情報サービス（以下「防災情報サービス」という。）を、甲が補助を決定した対象者（以下「補助決定者」という。）に提供する。

（情報の提供）

第3条 甲は、本協定に基づいてEATの設置を希望する補助決定者の次に掲げる情報を乙に提示する。

（1）氏名

（2）電話番号

（3）住所

2 補助決定者が居住する建物（以下「該当建物等」という。）が集合住宅等であった場合、集合住宅等オーナーの氏名等の情報は、乙において調査・確認を行うものとする。

3 甲は、乙のケーブルが未導入の集合住宅を該当建物等として選定しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得るものとする。

4 甲は、第1項各号に規定する補助決定者の情報を乙に提供すること及び第5条第2項の現地調査によりEATの設置ができない場合があることについて、事前に補助決定者の同意を得るものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 乙は、本協定締結後において昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、前条により知り得た個人情報を第三者に漏らし、若しくは公表し、又は業務及び第5条第6項の案内以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、前条の履行にあたり作成又は取得した記録簿、台帳等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約）

第5条 乙は、補助決定者と防災情報サービスに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、補助決定者との契約に先立ち、補助決定者に防災情報サービスの内容を説明して了承を得て、現地調査によってEATの設置可否を確認したうえで、契約を締結するものとする。

3 乙は、補助決定者が防災情報サービス提供に適さないと合理的に判断する場合、契約締結を拒絶することがある。

4 乙は、前2項の規定により、契約の締結に至らなかった場合は、その旨を速やかに甲に通知する。

5 第2項又は第3項の規定により、乙と補助決定者とが契約締結に至らなかった場合においても、甲

協 定

及び乙は相手方に対して責任を負わないものとする。

- 6 甲は、乙が補助決定者の同意を得た場合、乙が提供する防災情報サービス以外のサービスについて案内することをあらかじめ了承する。

(E A Tの設置・撤去)

第6条 前条に基づき契約締結に至った場合、乙は、補助決定者と設置場所について協議の上、補助決定者が防災情報サービスを適切に活用することができる場所にE A Tを設置し、防災情報サービスを提供できる状態にする。

- 2 乙が前項の設置を完了した場合及び甲の求めがある場合、乙は、甲に対し、設置状況を報告する。
3 甲は、設置工事の内容又は補助決定者の都合等により、乙のE A T設置が速やかに実施できない場合又は実施できない場合があることを了承する。
4 乙は、補助決定者から防災情報サービスの解約希望を受けた場合、E A Tを撤去し、その旨を甲に通知する。

(サービスの提供)

第7条 本契約に基づき設置したE A Tにおける防災行政無線の再送信は、甲乙間で平成30年12月19日に締結した「行政告知放送の再送信に関する協定書」に基づき実施するものとする。

(費用)

第8条 補助決定者のE A Tの設置、撤去及び防災情報サービスの提供にかかる費用は甲が全て補助するものとし、甲があらかじめ補助決定者の同意を得ることにより、各料金は乙が甲に代理で請求できるものとする。

- 2 各料金については甲及び乙協議の上、別途覚書を取り交わすこととする。

(防災情報サービスの免責事項)

第9条 乙は、甲に対し、天変地異その他乙の責に帰することができない事由により、防災情報サービスの提供が実施できなかった場合又はE A Tに不具合が生じた場合にあつては、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間終了日の1箇月前に甲又は乙の反対の意思表示がないかぎり、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める義務に違反した場合、なんらの催告を要することなく本協定を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、前条に定める期間内においても、6箇月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

(協定終了後の措置)

第12条 協定が前条の定め又は期間満了等により終了した場合の対応及び費用負担は、甲及び乙協議の上決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位を第三者に継承すること、本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を譲渡し、引き受けさせることその他処分行為をしてはならない。

(合意管轄)

第14条 本協定書に関する甲乙間における一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、誠意をもって甲及び乙協議の上、定めるものとする。

本協定書合意の証として、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ各1通を保有する。

令和 2年 8月 7日

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

代表者 昭島市長 臼井 伸介

東京都立川市栄町六丁目1番1号

立飛ビル6号館別館

乙 株式会社ジェイコム東京 多摩局

局長 栗原 尚孝

協定 47 避難誘導標識設置事業に関する協定（特定非営利活動法人都市環境標識協会）

昭島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人都市環境標識協会（以下「乙」という。）は、避難誘導標識（以下「標識」という。）の設置事業（以下「本事業」という）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市民等を避難場所等へ迅速かつ円滑に誘導するための標識を、乙の活動による協賛者（本事業の趣旨に賛同し、乙との間で協賛契約を締結した者をいう。）の支援により設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（費用の負担）

第2条 この協定に基づく標識の製作、設置、保守、維持管理、更新等に関わる費用は、乙が負担するものとする。

（仕様）

第3条 標識の表示面は、甲の意見を採用したデザインとする。なお、標識の下部に協賛者の名称等を表示した協賛板（以下「協賛板」という。）を設置することができる。この場合において、協賛板の表示面は、公序良俗にふさわしいものとする。

（協賛者及び協賛板の内容承認）

第4条 乙は、本事業の協賛者及び協賛板の内容について、事前に甲と協議し、その承認を得なければならない。

（標識の設置場所）

第5条 標識の設置場所は、甲及び乙の協議に基づき関係行政機関の指導のもとに、甲が決定するものとする。

（申請の手続き）

第6条 設置場所の地下埋設物の調査及び図化、設置に関わる道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可等の提出、申請書作成等の事務については、乙が行うものとする。

（事業の周知）

第7条 甲は、本事業の目的を広報紙等により周知するよう努めるものとする。

2 甲は、本事業への協賛活動の促進を図るため趣意書を発行し、民間企業等に対し協力の呼びかけを行うものとする。

（標識の管理）

第8条 標識の維持管理については、乙の責任で行うものとする。なお、甲又は乙が設置した標識の破損、汚れ、錆び、倒壊等の不具合を確認した時は、甲及び乙が協議し、乙は速やかに対策を講じるものとする。

（標識の帰属）

第9条 標識の所有権は、設置が完了した時点をもって甲に帰属し、本協定の解除後も同様とする。

（損害賠償）

第10条 乙は、標識に関わる事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(本協定の解除)

第11条 甲の催促にも関わらず、乙が本協定を履行しない場合又は乙が解散等何らかの事由により組織を有しなくなった場合において、甲は本協定を解除する。

2 乙は、この協定を解除したときは、協賛板を撤去するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この協定の履行に際し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、本協定の解除後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は協定の履行に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

東京都武蔵野市西久保一丁目38番5号

乙 特定非営利活動法人都市環境標識協会
代表理事 小 関 長一郎

協定 48 災害時における被災者支援に関する協定（東京都行政書士会多摩西部支部）

昭島市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩西部支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市の区域内（以下「市内」という。）において、次条に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士による災害応急支援業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であって、甲が昭島市地域防災計画に基づき、昭島市災害対策本部の設置を要するものとする。

（支援業務の範囲）

第3条 この協定における支援業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

- （1） 災証明書の交付申請に関すること。
- （2） 軽自動車、原動機付自転車等の登録及び抹消の申請に関すること。
- （3） 仮設住宅の申込みに関すること。
- （4） 災害弔慰金等の申請に関すること。
- （5） 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関すること。
- （6） 前各号のほか、災害時における申請全般に関すること。
- （7） 権利義務及び事実証明関係書類の作成に関すること。
- （8） 前各号のほか、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関すること。

（支援対象）

第4条 支援業務を利用することができる者は、次に掲げる者（以下「被災者」という。）とする。

- （1） 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者であって、災害により被害を受けたもの
- （2） 災害により市内に避難してきた者
- （3） 前2号に掲げる者の親族、介護者又は前2号に掲げる者を現に支援している者であって、甲及び乙が必要と認めたもの

（連絡体制等の整備）

第5条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に関する連絡体制をあらかじめ定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 乙は、支援業務を実施することができるよう、必要な人員を確保し、動員する方法をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 この協定の有効期間の中途において連絡体制等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(支援業務の要請)

第6条 甲は、災害時において被災者支援のため必要と認める場合は、災害時業務依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)により、乙に支援業務に係る協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請するものとし、その後速やかに依頼書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第7条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な限り、支援業務に従事する者を選定し、甲と協議して定める場所に派遣するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条に規定する要請により、支援業務を実施した場合において、甲に対し、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に支援業務の実施を確認することができる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による速やかな報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後報告書を提出するものとする。

- (1) 支援業務の実施場所及び期間
- (2) 支援業務の実施内容
- (3) 支援業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 支援業務に要した人件費等の経費は、原則として乙が負担する。ただし、甲が必要と認めるときは、甲乙の協議により、負担の範囲を決定し、それぞれの費用を負担するものとする。

(支援業務の対価)

第10条 乙は、支援業務において、被災者から対価を受け取らないものとする。

(損害の賠償)

第11条 支援業務に従事する者(以下「従事者」という。)が、他人に損害を与えた場合において、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に参加し、及び協力するものとし、これらに要する経費は乙の負担とする。

(協定の有効期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙がそれぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更又は終了をさせる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、

協 定

以後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。
令和 5年 8月 日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井伸介

乙 東京都行政書士会多摩西部支部
代表者
支部長 青山智美

協定 49 災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定 (公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部)

昭島市(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部(以下「乙」という。)は、災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲の区域内に在住し、災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅等において居住することが困難な者として甲が認めたもの(以下「被災者」という。)への住宅支援のため、甲が民間賃貸住宅の情報提供等の協力を乙に求めることに関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、被災者への住宅支援が必要と認めるときは、協定書に協力する乙の会員(以下「協力会員」という。)に対して、民間賃貸住宅の情報提供等の協力を要請すること(以下「要請」という。)ができるものとする。

2 要請は、原則として協力要請書(別記様式)によるものとする。

(協力業務)

第3条 甲からの要請があったときは、協力会員は、被災者に民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

(協力業務の実施等)

第4条 乙は、甲からの要請があったときは、可能な範囲で甲に協力するものとする。

2 乙は、平時においても、協力会員の理解と協力を得ながら体制の整備に努めるものとする。

(制度の周知)

第5条 甲は、乙と協力して被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては昭島市総務部防災課、乙においては公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部事務局とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。

2 有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙で協議を行い、双方とも異議の申出がないときは、更に2年間更新されたものとし、以後も同様とする。

協 定

(実施細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成28年4月15日

昭島市田中町一丁目17番1号

(甲) 昭島市

代表者 昭島市長 北 川 穰 一

立川市曙町2丁目32番2号

(乙) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部

代表者 支部長 永 井 彰

協定 50 広告付避難場所等電柱看板掲出事業に関する協定

(東電タウンプランニング株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、昭島市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に市民等を避難場所等へ迅速かつ円滑に誘導するための広告付避難場所等電柱看板を掲出することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付避難場所等電柱看板 乙の実施している広告事業のうち、乙が事業を営む電柱へ掲出する看板に、民間企業等の広告と併せて避難場所等の案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本事業に賛同する民間企業等をいう。

(避難場所等の情報提供)

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本事業の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

(乙の業務)

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更又は削除がある場合には、必要な修正を行うこと。

(看板の仕様)

第5条 看板に記載する避難場所等の案内表示は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (4) 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他、看板に掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの

協 定

(経費等)

第7条 看板の掲出に当たり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年7月1日

昭島市田中町一丁目17番1号

甲 昭島市

昭島市長 北川 穰 一

八王子市明神町三丁目1番地7号

乙 NTB八王子ビル

東電タウンプランニング株式会社

多摩総支社長 田村 正和

協定 51 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定 (特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン)

昭島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が甲の区域内に発生したとき（以下「発災時」という。）に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、発災時に備え、平常時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究等の実施）

第2条 甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3に規定する国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき、次に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供
- (3) 第1号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成
- (4) 前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力するものとする。

（連絡担当）

第4条 甲及び乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 支援活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 乙が実施する調査研究又は支援活動に従事する者が、当該調査研究又は支援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究又は支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用

協 定

を負担する。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 4月25日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 臼井伸介

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン
理事長 古橋大地

協定 52 大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定**(特定非営利活動法人 NPO 昭島バイクレスキュー隊)**

昭島市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人NPO昭島バイクレスキュー隊（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、バイクの特徴を活かした被害状況の調査、救援物資の輸送等に関する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の内容)

第2条 乙が行う支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が要請する区域の被害調査及び報告
- (2) 甲の要請に基づく医薬品等救援物資の輸送
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲から特に要請のあった事項で乙が対応できるもの

(支援協力の要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容、範囲
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(連絡体制)

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

(自主支援協力)

第5条 乙は、被害が甚大で甲の要請を待ついとまがないと判断した場合は、自らの判断により支援協力をすることができるものとする。

2 前項の規定により支援協力をした場合、乙は、口頭、電話等により昭島市災害対策本部に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 支援協力に要した経費の負担については、災害発生の直前における物資の適正な取引価格等を基準に甲乙協議をして決定するものとする。

(損害賠償)

協 定

第7条 甲の要請に基づき、乙の支援協力に係る従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19条）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（情報交換及び訓練）

第9条 甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換や、甲が行う合同訓練に参加し、相互連携に努めるものとする。

2 この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を別途定めるものとする。なお、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月25日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井伸介

乙 東京都昭島市昭和町四丁目9番6号
特定非営利活動法人NPO昭島バイクレスキュー隊
理事長 藤田英明

協定 53 災害時における自転車の提供に関する協定（公園緑地管理財団昭和管理センター）

昭島市（以下「甲」という。）と財団法人公園緑地管理財団昭和管理センター（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・応急活動等のために必要な自転車の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市内において、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により、乙が国営昭和記念公園（以下「公園」という。）内において保有するレンタサイクル用自転車（以下「自転車」という。）を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において自転車が必要となった場合は、自転車提供要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により乙に自転車の提供を要請するものとする。ただし、要請書をもって自転車の提供を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し速やかに自転車の提供を行うものとする。

2 前項の規定による自転車の提供については、乙の指定する場所において、甲及び乙の職員が数量等を確認したうえで行うものとする。

3 災害時等に乙の職員が公園内に不在の場合には、甲は、あらかじめ乙から貸与された公園ゲート及びサイクリングセンターの鍵を使用して、乙の職員が立ち会うことなく自転車の提供を受けることができる。この場合において甲は、乙の職員が参集した後速やかに口頭で数量等を乙に報告するものとする。

（提供する自転車）

第4条 乙が甲に対して提供する自転車は、乙の保有する自転車のうちから災害時における救援・応急活動等を行うに当たり適したものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき乙から甲に対して行う自転車の提供については、無償とする。ただし、パンク等の修理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第6条 甲の故意又は重大な過失による自転車の紛失、損傷等については、甲が賠償するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

協 定

平成 23 年 2 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
甲 昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一

立川市緑町 3173 番地
乙 財団法人公園緑地管理財団 昭和管理センター
代表者 管理センター長 新 井 安 男

協定 54-1 災害時における電気自動車等貸与に関する協定**(トヨタモビリティ東京株式会社)**

昭島市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における電気自動車等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、電気自動車等貸与要請書（第1号様式）により電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な電気自動車等を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

2 甲が要請する電気自動車等の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合、乙は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（電気自動車等）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する電気自動車等は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける電気自動車等の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために電気自動車等を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、電気自動車等を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により電気自動車等の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した電気自動車等の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、電気自動車等の引渡しを行う際に、第10条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 電気自動車等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、市内で大規模停電等の電力が

協 定

不足する事態が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた電気自動車等を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第9条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において優先的に使用することを許諾する。

(費用負担)

第10条 電気自動車等の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の電気自動車等の使用に係る燃料代、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する電気自動車等に対し自賠責保険及び任意保険（以下これらを「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、乙は甲に対して免責金額を請求するものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第11条 貸与期間中に提供された電気自動車等が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第12条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車等に損害を与え、又は当該電気自動車等を滅失し、その賠償が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は、乙に損害を賠償する。

(災害補償)

第13条 この協定による甲の要請に基づき、業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(連絡体制)

第14条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

(締結期間及び更新等)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 2月 15日

甲 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井 伸介

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 片山 守

協定 54-2 災害時における電気自動車等の貸与に関する協定

(S & D多摩ホールディングス株式会社・トヨタ S & D西東京株式会社)

昭島市（以下「甲」という。）とS & D多摩ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とトヨタ S & D西東京株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた際に、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙を介して丙が保有する電気自動車等を甲に貸与することにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、電気自動車等貸与要請書（第1号様式）により電気自動車等の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、丙の保有する貸与することが可能な電気自動車等を確認し、要請に係る対応について速やかに乙が甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに同項の要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

（電気自動車等）

第4条 要請に基づき乙が貸与する電気自動車等は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける電気自動車等の車種、コンセントの数等について、指定することはできないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために電気自動車等を使用することができるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、要請に基づき、電気自動車等を貸与するときは、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、台数等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により電気自動車等を引き渡したときは、甲に対し速やかに書面（第2号様式）を提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 電気自動車等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、市内における大規模停電への対応が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第8条 甲は、貸与期間が終了したときは、速やかに貸与を受けた電気自動車等を乙に対して返却するものとする。

2 前項の規定による返却の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 要請に基づき乙が行った電気自動車等の貸与の期間中に生じた費用（電気代、燃料代その他消耗品に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があったときは、この限りでない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 丙は、甲に貸与する電気自動車等に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は丙が負担するものとする。

4 丙は、甲の責めにより保険を適用したときは、当該保険に係る契約の定めにより、甲に対して免責金額を請求するものとする。

5 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上、指定の期日までに丙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第10条 貸与を受けた電気自動車等がその貸与期間中に部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失の程度が明らかでないときは、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車等を毀損し、又は滅失した場合において、その損害が丙が加入する保険の補償対象外となったときは、甲は丙に損害を賠償する。

（災害補償）

第12条 この協定による甲の要請に基づき、業務に従事する者について、その者の責めに帰することができない事由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において、甲は損害賠償の責めを免れるものとする。

協 定

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第3号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じたときも、同様とする。

(不可抗力による免責)

第14条 激甚な天変地異、戦争、内乱又は暴動、法令の改廃又は制定、公権力による命令又は処分、労働争議、輸送機関又は通信回線の事故、交通の途絶、施設又は設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、甲、乙及び丙は責任を負わないものとする。

(平常時の取組)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲、乙及び丙は、災害時における電気自動車等の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 3月 8日

甲 東京都昭島市田中町1丁目17番地の1
昭島市
昭島市長 白 井 伸 介

乙 東京都立川市緑町3番地の1
グリーンスプリングスE1-6F

S & D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

丙 東京都福生市志茂2 1 5 番地
トヨタ S & D 西東京株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

協定 55 災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定（市社会福祉協議会）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人昭島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるボランティア活動等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲が昭島市地域防災計画に基づき行うボランティア活動等に対する乙の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 乙が支援するボランティア活動等の内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアセンターの設置
- (2) 甲の設置する災害対策本部との連携による情報の収集及び提供
- (3) 東京都広域ボランティア活動拠点との連絡調整
- (4) 全国的支援組織及びボランティア団体との連絡調整
- (5) ボランティアの受付・登録、配置及び活動内容の指示
- (6) ボランティア保険加入手続

（支援要請）

第3条 甲は、災害時にボランティア活動等の支援が必要であると認めるときは、災害時におけるボランティア活動等の支援要請書（第1号様式）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、昭島市地域防災計画に定める甲のボランティア担当部門と共同して、必要な支援を行うものとする。

（ボランティアセンター設置場所）

第5条 災害時に設置するボランティアセンターは、総合スポーツセンター内に設置するものとする。
2 甲は、災害の規模等により、総合スポーツセンター内にボランティアセンターの設置が困難なときは、設置場所の確保するものとする。

（報告及び請求）

第6条 乙は、支援に係るボランティア活動等が終了したときは、甲に対し、速やかに災害時におけるボランティア活動等の支援報告書（第2号様式）により報告するとともに、支援の実施に当たって乙が支出した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（平常時の活動）

第7条 乙は、災害時にボランティア活動等を円滑に行うことができるように、次のとおり体制の整備に努めるものとする。

- (1) 災害ボランティアセンター開設運営マニュアルの作成
- (2) 災害ボランティアセンター開設運営訓練の実施

(3) 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

(4) 災害ボランティア団体の相互支援体制の構築

2 甲は、乙が行う前項の活動に対し、助言及び協力するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づきボランティア活動等の支援に従事した者の損害補償は、災害ボランティア保険によるものとする。

2 前項の災害ボランティア保険の加入金については、原則として従事者が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
代表者 昭島市長 北川 穰 一

乙 昭島市昭和町四丁目7番1号
社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会
会 長 伊 藤 徳 彦

協定 56 災害時における昭島市立小中学校開錠に関する協定（市シルバー人材センター）

昭島市（以下「甲」という。）及び公益社団法人昭島市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害時における昭島市立小中学校（以下「小中学校」という。）の開錠等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、昭島市内で震度5強以上の地震が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が昭島市地域防災計画に基づき午後9時30分から翌日午前8時までの間に小中学校の開錠等をする際における乙の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する支援内容は、小中学校校門の開放並びに校舎及び体育館の開錠とする。ただし、校舎及び体育館の開錠は、甲が指示した場合に限る。

（支援方法）

第3条 乙は、災害時に、甲が委託する小中学校夜間休日管理業務において業務実施のために配置した乙の会員である管理員（以下「管理員」という。）を当該小中学校に差し向け、支援を行うものとする。ただし、前条の支援を行うのは、当該管理員及び当該管理員の家族等の無事並びに周囲の安全が確保されている場合に限る。

（補償等）

第4条 前条の支援に従事した管理員がその者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、その者が他の法令により療養補償その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 小中学校の開錠の実施に伴い甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めについては、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

- 甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
代表者 昭島市長 北 川 穰 一
- 乙 昭島市中神町二丁目 32 番 18 号
公益社団法人昭島市シルバー人材センター
代表者 会長 黒 岩 茂

協定 57 災害時における昭島市とあきしま地域福祉ネットワークとの要介護高齢者の安否確認等に関する協定 (あきしま地域福祉ネットワーク)

昭島市（以下「甲」という。）とあきしま地域福祉ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、昭島市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 市内における震度5弱以上の地震をいう。
- （2）要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている者又は介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等のうち、厚生労働省令が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。

（協力）

第3条 乙は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を実施するため、甲に協力するものとする。

（安否の確認等）

第4条 乙は、災害が発生した時は、事業者に当該事業者の居宅介護サービスを利用する市内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。

- 2 乙は、事業者に前項に規定する安否の確認をさせたときは、当該事業者をして甲に安否確認の結果を報告させるものとする。
- 3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲へ提出するものとする（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）。

（情報提供等）

第5条 甲は、前条第2項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。

この場合において、甲が情報提供する事業者は、利用者に居宅介護サービスを提供している又は提供する予定の事業者に限る。

- 2 乙は、前項の規定により甲から提供された情報をもとに事業者に在宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。

（事業者一覧）

第6条 乙は、事業者の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、事業者が甲に対して情報提供するまでに要した費用について甲へ請求することはできな

い。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

(守秘義務等)

第 9 条 乙は、第 4 条に規定する安否確認等及び第 5 条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の終了後についても、また同様とする。

2 乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、及び第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

3 乙は、事業者に対して、前 2 項の規定に準じた取扱いをさせなければならない。

(協議)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
甲 昭島市
代表者 昭島市長 白 井 伸 介

東京都昭島市昭和町四丁目 7 番 1 号
乙 あきしま地域福祉ネットワーク
会長 上 田 桂 子

協定 58 災害時における支援協力に関する協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

昭島市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した際に、迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （5） 甲が設置した避難所及び、乙が提供する一時滞在施設における、被災者等に対する飲料水、食糧等の提供
- （6） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）の提出をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

- （1） 要請を行なった者の職名及び担当者氏名
- （2） 要請の理由
- （3） 要請の内容
- （4） 履行の場所
- （5） 協力を要請する期間
- （6） その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条各号に規定する協力業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務を行ったときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1） 実施業務内容
- （2） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （3） 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

(4) 避難所及び一時滞在施設に提供した食糧等の数量

(5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者等（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を定め、協定事務担当者名簿（第3号様式）を作成し、相手に通知しなければならない。通知した事項に変更が生じたときも同様とする。

(損害補償)

第12条 この協定に規定する業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲が補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(平常時の協力等)

第13条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は、当該防災訓練に乙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第14条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第16条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎

協 定

年3月までに、甲に通知するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 5年 12月 7日

(甲) 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市
昭島市長 白井 伸介

(乙) 東京都港区西新橋一丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 渡邊 正典

修 正 令和6年3月

昭島市地域防災計画

編集発行 昭島市防災会議

事務局 昭島市総務部防災安全課

〒196-8511

昭島市田中町一丁目17番1号

042 (544) 5111